

準噶爾旗鑿務資料解說



解說目次

- 一、河套川地の報撃 一頁
- 二、黒界地の報撃と丹丕爾の叛亂 七頁
- 三、黒界地の丈放 一九頁
- 四、黒界地に於ける召廟地 一四頁
- 五、押荒・歲租の分割と黒界地の歸屬 一七頁
- 六、愛親覺羅氏による柳清梁地の報撃 三六頁
- 七、阿吉爾瑪地の報撃と準噶爾・郡王兩旗の軋諛 三九頁
- 八、白界地の報撃 四五頁
- 九、喀敦察と河套川地 四九頁



3 1798 3458 9

三九頁
四五頁
四九頁



MR
F329.06
409
日 次

前綏遠墾務總局資料（伊ノ四）（伊克昭盟・準噶爾旗）

（伊ノ四）（伊克昭盟・準噶爾旗）

一、河套川地の報墾

杭錦旗とそれについで達拉特旗が、夫々代表を派遣して、墾務大臣行轅と報墾に關する商議を始めたことは、既に杭錦旗並びに達拉特旗の資料解説に於て明らかにした如くである。この兩旗の屈服は、全伊克昭盟の動向を急速に軟化せしめる動因となつた。

光緒二十九年五月、準噶爾旗もまた杭錦旗並びに達拉特旗に追随して其の代表を綏遠に送ることに同意した。即ち墾務大臣の札飭を受けて準噶爾旗に赴き、準噶爾旗の説得に努めてゐた候補防禦・連昌は、遂に準噶爾旗から代表として長史（札特丹巴）をひき出すことに成功し（資料　三）且つ、綏遠に出現した札特丹巴をして、準噶爾旗の領有に係る河套川地の報墾を同意するに至らしめた。（資料　一）

河套川地は、別に河北地とも言はれ、略して河套地とも云はれてゐる。河套は蒙古語のハトンの義であり、黄河はハトン・ゴルと云はれてゐるから、河套地は恐らく黄河に近接した土地と言ふ程の意味を持つものと考へられる。この河套川地は資料一にも明らかにされてゐる如く、西は土默特、達拉特の兩旗によつて分割された四六成地と連り、東、北の二面は舊黄河河道を境として土默特の旗地に連り、南は現流の黄河を距てて準噶爾旗の河南地に相對する沖積地帶であつた。山東、河南に於てさうである如く、黄河はこの地方でも幾度か其の河道を變化した。河套川地は、この黄河の河道の南遷によつて準噶爾旗の本土から切り離され、黄河の北にとり残されたこの旗の唯一つの領有地である。

この報告を受理した撫務大臣は、同年閏五月、直ちに撫務委員・胡懋誠、候補防禦・連昌を同地に派遣し、この地を報墾した長史・札特丹巴と共に、同地の勘査にあたるべきことを札飭した。(資料一二) この札飭をうけた胡懋誠、連昌の兩名は、直ちに指定された河套川地に赴き、同地を管轄してゐた達慶・巴彥札普並びに鄂爾哲依巴圖等と共に同地の勘査にあつたが、この勘査報告は、資料四によつて明らかにされる。この報告によれば札特丹巴によつて報墾された黄河以北の河套川地は、前述した如く達拉特旗の四成地・土默特旗の六成地に接し、其の面積は略々三千數百頃と推測された。がしかし、この三千數百頃のなかには、(一) 穀虎口驛傳道管轄の東素海台站に屬す台站地が約一千頃、(二) 武當召、小昭、新召の喇嘛寺に所屬する寺領地が一千頃餘、(三) 更に將軍蟹子、三盛元泉子、興義旗、成奎海子に所在する天主堂の所有下にある洋堂地が三百餘頃、(四) 遠噶爾旗蒙兵に與へられてゐた戸口地が數百頃含まれ、あまますところ漢人農民に小作せしめてゐた土地は僅かに數百頃に過ぎなかつたことが明らかにされてゐる。従つて、沙質・アルカリ地を除外すれば、この河套川地には、新たに開墾せらるべき土地が餘り残されてゐなかつたやうである。(資料四)

この報告を受けた撫務大臣は、光緒二十九年六月二十八日、準噶爾旗長史・札特丹巴に札飭して、別に地段を指定して報墾すべきことを命じたが(資料五)更に七月、穀虎口驛傳道並びに包頭撫務局、薩拉齊廳等に命じて、同地に所在する台站地並びに洋堂地、蒙兵戸口地の四至と面積の調査を札飭した。(資料六及び七)

この札飭に答へて包頭撫務局は河套川地の調査の爲めに先づ試用巡檢・張克勤を現地に派遣した。が其の頃黄河の河水は同地方を淹沒してゐたため、調査は一時挫折、延期せざるを得なかつた。其の後、再び試用府經歷・范錦銘を同地に赴かしめ、同地方を勘査せしめたが、この勘査によつて、河套川地の四至、廣狹、並びにこの地に所在する召廟地、洋堂地、戸口地、台站地の面積等が、より詳しく明かにされた。この勘査報告は(資料一〇)に載せられてゐるが、其の内容の概略を表によつて示せば次の如くである。

準噶爾旗河套川地調査表

河套川地	地名		四		召廟地	洋堂地	蒙古戶口地	臺站地	西大賞地	共地
	乾	濛	東至南	至西						
河套川地	黃	河	四六成地	乾	濛	四百頃	五百頃	一千頃	一千頃	五千頃

(資料一〇)

この報告によつて、我々はこの地に發展してゐた土地所有の概貌を把握することが出来る。こゝで我々の注目をひくことは(一)この地方に進出してゐた外國教會が、既にこの當時に於て三百頃餘の土地を獲得してゐたこと、(二)且つこれと並んで蒙古の喇嘛廟が四百頃餘の香火地を持つてゐたこと、最後に(三)一般旗民の戸口地が、この狭い地域に於て一千頃にも達して居り、王爺即ち札薩克の領有にかかる大賞地、並びに大賞地から分岐した西賞地が、凡そ三百頃も存在してゐた等々の事實である。こゝで洋堂地と言はれ、香火地と言はれてゐる土地が、如何なる性格を持つ土地であるかは、容易に推測することが出来る。併し、大賞地と言はれ、西賞地と言はれる土地が、何故に王爺に領有され、收租されてゐた土地であるかは、若干の解説を附さなくては理解され得ない。次にこの點について若干の解説を費すこととする。

大賞地は、別に大高地とも言はれてゐる。従つて西賞地は西商地とも呼稱される。併し、大賞地は、蒙古語で *Ta tsang on Gejan* と言はれ、決して *Ta Shang* とは言はれてゐない。こゝから我々は、大賞地と言はれてゐる土地が、正しくは大倉地と呼稱されねばならぬことを知る。即ち、太賞地は大倉地の轉音による呼稱と推測することが出来る。満洲蒙古に於ては、札薩克の個人的所有地を内倉地と呼び、旗衙門の所有地を外倉地と言つてゐることから推測すれば、恐らく、この大倉、西倉の倉は、内倉、外倉の倉と同義語であり、大倉地は内倉地に當るものであらうと思はれる。

以上、我々は主として言語學的な立場から大賞地が大倉地と呼稱せらるべきであり、しかもそれが、滿洲蒙古に於ける内倉地に當るものであることを示唆して見た。勿論、單なる言語學的推測によつて大賞地の性格と語義を云々することは危險である。併し、大賞地が *Ta tsang on Geiser* であり王爺の領有し、收租してゐる土地であることには誤りない。では西賞地は、如何なる土地であらうか。

資料四 には、大賞地とならんで西賞地が擧げられてゐるに過ぎない。併し、現實には西賞地と對應して東賞地が存在する。この東賞地並びに西賞地は、共に貝子・札那格爾迪が其の男子に分與した土地と言はれ、後には其の未亡人の收租地になつた土地であり、貝子の收租地たる大賞地から分岐した土地である。併し、現在では、東賞地と西賞地は消滅して大賞地に歸屬し、王爺によつて收租せられてゐる。

以上、我々は、河套川地に發展してゐた土地所有關係の概貌について觸れて見た。尙ほこゝで指摘しなければならぬことは、河套川地の南半部に所在する東素海臺站地である。東素海臺站は殺虎口驛傳衙門に所屬する河西第一站であり、其の站地は黄河の南北にまたがつてゐる。この臺站地に關しては、殺虎口驛傳道から簡單な報告がよせられてゐるが、單に其の四至が明かにされてゐるに過ぎない。(資料 九) 従つて、こゝでは具體的な解説を省略することにする。

前述の如く、河套川地に代るべき土地の報鑒は、準噶爾旗の長史・札特丹巴に札飭せられた。(資料 五) 札薩克をさし置いて、かゝる命令を一長史に發することが、果たして蒙古に於ける世襲的位階性と干叛しなかつたかどうかは問題であるが、この札飭に答へてか、光緒二十九年八月、準噶爾旗貝斯・山吉密圖布は呈報を鑒務大臣に送つて、(一) 改めて長城に近接した黒界地を報鑒すべきことを表明し、(二) 先きに報鑒した河套川地は、召廟並に蒙古人の生計と關係の深いことを理由として報鑒を免じ、準噶爾旗に返還せらるべき旨を要望した。(資料 八) この呈報に基いて、光緒二十九年十一月二十七日鑒務大臣は新たに貝斯・山吉密圖布によつて報鑒された黒界地の勘收を包頭鑒務局に札飭したが、貝斯の希望する河套

川地の返還は、認容し難きことを明かにした。(資料一二)曰く

二二)

河套川地、業經驗收、刻卽開辦、未便再留、其續報之邊墻周圍牌柵地一段、亦應迅速驗明辦理云々(資料

一二)

即ち、鑿務大臣は、續報された黒界地は勿論のこと、この河套川地をも開放せんと企圖してゐたことが理解される。然るに資料一一によれば、貝子・山吉密圖布は、河套川地の返還が容認されなければ、黒界地の報鑿を拒否すべきことを聲明したと報せられてゐる。

この資料からも、貝子・山吉密圖布の意向は、間接的に把へられるが、この河套川地の報鑿は、また準噶爾旗の内部に分裂と暗鬭を惹き起した。次に河套川地の報鑿に關する解説を結ぶに當つて、この地の報鑿を縛つて惹き起された、準噶爾旗の内部的暗鬭と分裂について簡単に解説し、この節を結ぶこととする。

既に述べた如く準噶爾旗を代表して、河套川地を報鑿したものは、準噶爾旗の長史・札特丹巴(札達由)であつた。彼は圖薩拉克齊・頭等台吉・恩克圖魯の養嗣子であり女婿であつたが、恩克圖魯の死後、其の遺産の繼承に關して、恩克圖魯の近支族、巴彥巴圖の子、台吉・們克納遜(齊密特多爾濟)との間に競を生じてゐた。この間の經緯は、札特丹巴(札達由)によつて次の如くに訴へられてゐる。

于光緒四年間、老岳父謝逝、彼時奴才遠禮守制、所有各様祭供、如禮辦理、人々皆知、彼時有岳父接近支族、台吉・巴彥巴圖之子、台吉・們克納遜、即齊密特多爾濟亦在、尙未守制、登訖亦未供獻、將岳父養老產業、我夫妻二人養膳、伊等如數夢去、嗣於八年上、老岳母、將我夫妻二人移出、另住伊等房院、將奴才產業等物、尙未交代、豈料台吉・巴彥巴圖之子、齊密特多爾濟佔住、岳母去世後、從近年間、台吉・齊密特多爾濟、將奴才長時欺負、將住處房屋灘地霸奪、搜尋接嫌こゝでこの軋轢を具體的に解説するには、更に蒙文の稟文を仔細に吟味しなければならない。だがこゝでは蒙文を吟味する

(資料 一二三)

ことは省略せざるを得ない。が彼が河套川地を報撲したことによつて、兩者の空氣はより一層悪化したもののが如くである。即ち、彼の稟文によれば、彼が報撲の要務を果たして包頭から歸來した時、彼を迎へた齊密特多爾濟は、彼を指さして旗地を賣る者として罵倒し、更に伊光昭盟長に訴へて、彼の帶びてゐた一切の職權を剝奪し去つた。同じく資料一三によれば、次の如くに報ぜられてゐる。

于本秋季、因差由包頭鎮回來時、臺吉・齊密特多爾濟、在本衙門上、將奴才造言聲說、在欽差大臣處、月領多銀、向外辦事、將本準噶爾旗地畝架賣、在衆人前、高聲胡說賣地、伊不應允、……伊到盟長處、將奴才諸凡差遣行走之各件、伊百般嘅賴、捏言呈控、奴才一紙、尙未遞訖、難免一面之詞胡說、將奴才之職革去、至此以後、放缺派差、全行革退（資料一三）即ち、こゝでも、報撲をめぐつて銳い對立が醸成されてゐたことが看取される。撲務大臣の開墾政策に迎合した札特丹巴は、杭錦旗に於ける梅楞・貢布が、其の政敵、即ち抗撲主義者達から激しい攻撃を受けねばならなかつた如く、其の敵對者・齊密特多爾濟から銳い批判と攻撃を浴びなければならなかつた。勿論、兩者の軋轢は、兩者の間に蟠つてゐた深い政治的經濟的對立と間隙に由來するものであり單に報撲にのみ縁由するものでないことは明かである。この間の經緯は資料一四によつておぼろげ乍ら把へ得られる。併し、こゝではこの背景を細かに探索することは出来ない。進んで、この訴へを受けた撲務大臣が、如何なる態度をもつてこの軋轢を處理しようとしたかを明かにするにとどめる。

札特丹巴（札答巴）の控訴を受けた撲務大臣は、光緒二十九年十二月十九日、特に伊克昭盟長・察克都爾色楞に札飭して、（一）札特丹巴に凌辱を加へた們克那遜の糾明と懲罰を命じ、（二）札特丹巴の官職を回復し、（三）更に恩克普魯の遺した遺産を、札特丹巴に返還すべきことを命じた。（資料一五）即ち、こゝでも抗撲主義者と目せられた們克那遜は、無條件に懲罰の浮目に遭ひ、開墾政策に迎合した札特丹巴は、梅楞・貢布を受けたと同じやうな庇護を受けることが出来た。

以上の如く、河套川地の報撲は、貝子・珊瑚密都布の拒否によつて、また黒界地が報撲されたことによつて、遂に現實に

丈放せられるに至らないで、一時、歴史の表面から消へ去つてしまつた。併し、この報墾が準噶爾族の内部に、一つの政治的な軋轢と個人的な対立を惹起したことは注目せらるべきであらう。河套川地は、後に改めて述べる如く、光緒三十一年から托克托廳によつて一部の租牧權が握られ、且つ賠款案と關連して再び問題の土地として浮かび上つて來たが、これらの經緯については、更に改めて解説する豫定であるから、こゝでは解説を重ねることを省く。また、こゝで、この地の領有に關して土默特旗と準噶爾旗の間に永い係争が續けられて來たことも、指摘し解説すべきであるが、墾務總局に保存せられてゐる前清分資料の中には、この係争に關する具體的資料が見出されない。従つて、この問題についても、こゝでは沈黙して觸れないことにする。次に、河套川地に代るべき土地として報墾された黒界地が、丈放の進展の途中に於て、如何に巨大な叛亂をよび起したかを問題とすることにしよう。

二、黒界地の報墾と丹丕爾の叛亂

河套川地は、前述の如く、一應開墾地として指定され、且つ後述する如く、賠款案と關連して再び問題の土地として表面上に浮かび上つたけれども、現實に開放され、丈放される迄には至らなかつた。

準噶爾旗によつて報墾され、且つ實際に丈放された土地は、長城に近接し、古くから私墾によつて開拓されてゐた黒界地のみである。河套川地の報墾を喜ばなかつた具子・璫濟密都布が黒界地を報墾するに至つた（資料八）ことは、既に前節に述べたごとくである。併し、黒界地の交地印文は、漸く光緒三十一年一月に至つて墾務局に交付された。蒙墾奏議には、次の如く記されてゐる。

旋於本年正月間、據該旗具子、將該旗黒界地一段、開明四至、以印文呈報（蒙墾奏議）

報撃から交地印文の交付迄、この間多少の時間的隔りが見られる。併し、撃務總局に保存されてゐる資料のなかには、この時間的空隙をうづめる具體的資料が残されてゐない。また、交地印文の交付後、撃務當局が、如何にしてこの地を勘收し、且つ何時頃から現實に丈放を開始したかも明かにされ得ない。またこの地の丈放と丹丕爾の叛亂が、如何なる因果の楔によつて連闕するのであるかも明かでない。

我々に可能なことは、たゞ蒙撃奏議または蒙撃陳訴供状、蒙撃續供等の文獻によつて、多少この間の經緯を明かにしうるにとどまる。何故ならば、黒界地と丹丕爾に關する資料は、光緒三十四年丹丕爾の誤殺問題が政治的な問題として摘發され、撃務大臣・貽穀が北京の法部に於て訊問を受けねばならなかつた時、北京の法部へ證據文書として解送されたからである。

併し、幸ひなことは、五原に移された包頭撃務局の資料の一部が、聖戰の只中で我々の手に入手することが出来たことである。この資料は、多くの脱落した部分を持つてゐるが、綏遠撃務總局の資料の中に見出されないものを含み、且つ其の空隙をうづめるに役立ちうる資料をも含んでゐる。筆者は、以下、この資料を取り入れ乍ら、黒界地の報撃と丹丕爾の叛亂を解説して行くこととする。

黒界地の交地印文は、先きに述べたやうに、漸く光緒三十一年一月、準噶爾旗から撃務大臣に交付された。そしてこの交地印文は直ちに撃務大臣から西盟撃務局に移牒せられた。(資料「一九」)この交地印文は、其の内容に立ち入つて見れば、單に黒界地の四至境界を明かにしてゐるに過ぎないから、詳しい解説は省くことにする。西盟撃務局は、この通牒を受けを翌月、即ち光緒三十一年二月、郡王旗放地委員・岳鑑麟に札飭して、黒界地の勘收と丈放に備へる爲めに撃務分局の開設を命じた。(資料「二〇」)と同時に準噶爾旗貝子・山吉密圖布に右の趣きを移牒して、勘收と分局設置に協力すべき蒙旗委員二名の派遣を要望した。(資料「二一」)且つ同地方は陝西、山西の兩省に接し、この地方に進出した支那の農民は古くがら陝西省府谷、山

西省偏關、河曲等の諸縣によつて管轄せられてゐたから、郡王旗放地委員・岳鐘麟を派遣し、局を設けてこの地の丈放を行ふことを右の三縣に移擇した。(資料一二〇)

次いで西盟務局は、岳鐘麟を補佐せしめる爲めに、委員・倪樹勳を黒界地に派遣し(資料一五)準噶爾旗も務務局の要望に従つて梅榜衡・茂諾海を派遣したが、(資料一四)これに先きだつて包頭務務局(西盟務局)は光緒三十一年二月初三日、早くもこの地から徵收すべき押荒歲租の等則を公示し、丈放の一般的方針を公示した。今資料二三によつて、公示された押荒・歲租の等則を、表によつて示せば次の如くである。

黒界地押荒・歲租等則

等 則	押 荒	隨 徵 經 費 銀	歲 租	隨 徵 租 捐 銀
上 地	每畝三錢二分	八分	一分六厘	四厘
中 地	每畝二錢四分	六分	一分二厘八毫	三厘二毫
中 下 地	每畝一錢六分	四分	九厘六毫	二厘四毫
下 地	每畝八分	二分	八厘	二厘

(資料一二〇)

右表に示されてゐるやうに、この押荒・歲租等則は、他旗に見られない特質を持つてゐる。即ち、押荒については經費銀が、歲租については租捐銀が各々附隨的に課せられてゐる。併し、この方針は、現實には採用されずに崩り去られた。従つて、これ以上解説する必要を見ない。たゞここで指摘しなければならぬことは、黒界地に於て、土地の拂下げを受けんとす

る領戸に對し、富有的商人の舗保を要求した一事である。(資料二八)では、墾務局は、如何なる理由から土地の拂下げに對し、舗保を要求したのであらうか。資料にも示されてゐるやうに、郡王旗に於ける苦々しい経験の攝取によるものゝ如くである。郡王旗に於ける丈放は、押荒の未納によつて苦るしめられた。包頭墾務局は、この経験を次の如くに表白してゐる。

查郡王旗上年所放地畝、各地戸依限呈交押荒者、固屬不少、而疲玩延欠者、亦所恒有、推原其故、皆由丈放委員視定章爲具文、並不認真取保、是以狡猾地戸、意存抗違、支吾延欠、再四追手、無力呈交、責之保人、依然終棄、遂致押荒正款、不能及時批解、甚至無賴地戸、催追急迫、造遙生誘、興言及此、實堪痛恨、茲該達爾噶爾族報墾黑界地、近腹裡密邇市鎮、領地戸、務須取具殷實舗戸保狀、方可放給、以杜濫領。(資料二八)

黒界地の丈放にあたつて、墾務局が舗保を要求し、更に押荒・歳租に附隨して經費銀並びに租捐銀を徵收しようとしたことは、他に類例を見ないことがあるが、我々が最も怪とするところは、委員の勘収との報告にさきだつて押荒・歳租の等則を決定したことである。一般的に言つて、あらゆる土地の丈放は、委員の勘収によつて、土地の豊度、自然的諸條件が明かにされ、この調査の上に立つて始めて押荒・歳租の等則が決定されてゐる。然るに黒界地に於ては、かかる経過を待たないで、押荒・歳租の等則が決定されてゐる。かうした特異な手段が、如何なる理由の下に採られたのか、また採られねばならなかつたかは、明かにすることの出来ない疑問として残されてゐる。

それは兎も角、曩に黒界地の墾務委員に任せられた岳鐘麟は、光緒三十一年二月二十八日、墾務分局を黒界地に開設し(資料二六)同年三月、黒界地の勘収を行ひ、三月二十五日、其の四至、地形、地味、推定可耕地等を報告してゐるが(資料二六)この報告によれば、黒界地の可放面積は約三四千頃と推定されてゐる。

この勘収と同時に岳鐘麟は丈放に必要な組織的準備をも完了した。即ち彼は、(一)十里長驛に一局を設けて東局と名づけ

こゝに委員・王渠芳、委員・倪樹勳、書手・榮景竝びに馬兵四名を駐在せしめ、古城川以東、黃河の河畔に至る地段の丈放にあたらしめることに決定した。(二) 更に彼は、小石拉塔地方に一局を設けて中局となづけ、委員・張企芬、郎崇德をして、古城川以西、哈拉寨、西梁、馬海地壠に至る地域を丈放せしめることに定めた。(三) また府谷縣に屬する沙渠川にも一局を設けて西局とし、こゝには委員・吳樹藩、司事・史熙廉、書手・英山外馬兵四名を駐在せしめ、馬海地壠以西の地域を丈放せしめることに定め、三月二十七日、局を開いて丈放を開始する配備を了へた。(資料 二六) 墾務大臣の奏議—蒙鑿奏議を讀めば、墾務分局は五月開局とれるやうに思はれるが、こゝでは岳鍾麟の報告を其のまゝ紹介するにとどめる。

以上の如く、黒界地を丈放するための組織的配備は完了した。が黒界地に居住する蒙漢人の間には、この前後から流言が飛び、不穏の徵候が萌し始めた、この地方も、其の當時既に或る程度に開墾されてゐた。従つて、收租關係から大きな利害關係を持つ蒙古人もしくくなかつた。殊に、準噶爾族協理臺吉・丹丕爾(丹伯爾)は、最も深い利害關係を持つてゐた。この地方に彼の戸口地が割留されてゐたかどうかは明かでない。併し、丹丕爾の手にはこの地の收租權が握られてゐたことだけは確實である。従つて彼は、この地の開放を喜び得なかつた。彼は、墾務局の委員が乗り込んでくる以前から、漢人農民を煽動して、放地局に認地(土地の)を掛號(登記)し押荒を納入することを、抑へてゐたと云はれてゐるが、黒界地に定住してゐた支那の農民達も、開放に伴ふ押荒の徵收に動搖の徵を示してゐたやうである。丹丕爾の煽動と農民の動搖の徵を看取した墾務大臣は、告示を出し農民を曉諭すべきことを札飭したが、この札飭には次の如く書かれてゐる。

照得準格爾旗放墾之地、係該貝子呈報歸公徵收押荒、該種戶等自應照章繳納荒價、與各旗一律辦理、並非格外加賦、乃近有不肖之徒、造謠生事、希圖免交押荒、本應立豫重懲、但該民戶平日尙皆安分此次係爲該旗東圖薩拉齊・丹伯爾所惑情有可憐、亟宜嚴申誥誠、以儆力風、(資料 二九)

この札飭の中に、我々は始めて東協理・丹丕爾の名を見出し、墾務大臣の開墾政策の前に起ちはだかり、且つそれと鬪つ

た徹底した抗糾主義者としての蒙古貴族を見ることが出来る。それは免も角、この告示に倣つて、五月十一日、包頭撫務局も亦農民に対する告示を發した。がこの告示によれば、農民の反抗は次の如くに要約されてゐる。

照得準格爾旗所報黒界地畝、前蒙欽差督辦蒙旗撫務大臣賄札、由本局派委審辦・岳令鑑麟、帶同員司人等、前往勘收、設局丈放在案、迄今數月之久、違章掛號認領者、固不乏人、而私自耕種觀望不前者、亦復不少。(資料 三〇)

即ち、農民は掛號認領(土地の拂下げを登記すること)を忌避し消極的に開放に反対してゐたことが明かにされる。この告示にも、農民の背後に立つてそれを煽動してゐるものゝあることを「不肖之徒、從中煽惑」と指摘してゐるが、こゝには東協理・丹丕爾の名は見出しえない。包頭撫務局は、かかる煽動に迷はされることなく土地を承領すべきことを、曉諭してゐるが、また丈放の基本的立場を次の如くに宣明してゐる。

定章先儘原種之戸承領、如無力呈繳押荒、或不願領種者、方由本局另行招撫、體恤不謂不至、乃爾等原種地戸、既不照章認領、又不呈請另放、竟敢私自耕種、實屬不知體恤、凡此後已經耕種、未經認領之地、如於五月内照章掛號認領者、毋庸議外、倘遲延觀望、仍不認領、即照郡王旗地辦法、將本年所收糧石、以一半歸該地戸、一半呈繳本局。(資料 三〇)

即ち、包頭撫務局は、古くから耕種してゐる農民に、其の耕種地の優先的拂下げを認めたが、其の農民に押荒を納入する經濟的力が無い場合、並びに其の農民が拂下げを希望しない場合には、別の者に土地を拂下げるることを明かにし、且つ既に耕種されて居り乍ら、未だ認領されてゐない土地は、若し、五月の月内に掛號認領されなければ郡王旗の丈放辦法に倣つて其の年の收穫の一半を撫務局に沒收すべきことを宣言した。包頭撫務局は、この告示に續いて、再び曉諭を發してゐるが、この曉諭の中では、農民の消極的反抗一即ち拂下げに對する觀望的態度を威嚇する意味から、未放地は東路公司をして認領せしめる意圖と準備のあることを表明した。(資料 三一)

これらの告示と曉諭を通じて、我々は當時農民の間に醸成してゐた開放に對する忌避的潮流を看取ることが出来る。

それは明かに掛號・認領の拒否として表れた抗撃運動であつた。しかも、この農民の背後には、黒界地の收租權を握りこの地の農民の上に君臨してゐた東協理・丹丕爾があり、且つ丹丕爾の下には大小の蒙古地主が、この抗撃運動を側面から支持し、拘牽して居たものと推察される。

かくして、黒界地の開放に対する反対は、對立してゐた支那の農民と蒙古の封建的地主との統一された勢力と運動に發展する傾向が看取された。そしてこの抗撃運動は們肯吉亞等の武装蜂起によつて直接的暴力的運動に進展した。光緒三十一年五月、們肯吉亞を首魁とする蒙古人約三十人は、武装して鑿務局の丈放を阻止せんとした。この報告を受けた鑿務大臣は、直ちに官兵を黒界地に派遣し、們肯吉亞等の抗撃主義者の彈壓を開始したが、們肯吉亞等の蜂起に關しては、次の如く記録されてゐる。

照得頃據準格爾分局報稱、該處蒙人聚衆滋事、並指爲首之人係們肯吉亞及伊弟姪等名那遜沁爾賽吉亞等、共聚有三十餘人胆敢持械、抵抗與鑿務爲難、殊屬不法已極。(資料三二)

彈壓の爲めに黒界地に派遣された官兵は、五月十九日、中局が設置せられてゐた小石拉塔に到着した。併し、們肯吉亞は率ひられた蒙古人達は、依然として其の根據地に盤居して動かなかつた。委員・岳鎮麟は、先づこの地方に勢力を振つてゐた東協理・丹丕爾をして、これらの蒙古人を解散せしめようとしたが、東協理・丹丕爾は敢へて鑿務局の希望に聽く氣配も見せなかつた。五月二十三日、官兵は們肯吉亞の盤居してゐた地點に向かつて探査の手をのばしたが、この時、們肯吉亞は既に風を喰つて逃走し、其の踪跡は明らかでなかつた。(資料三四) 包頭鑿務局は六月初四日、告示を出して們肯吉亞を逮捕した者、或は其の所在を通報した者には、賞金を與へるべきことを告示し(資料三五) 且つ官兵を所在に配備した。

併し、們肯吉亞の蜂起は、單に彼に率ひられた三十名の蜂起としてのみ評價することは出來ない。この抗撃運動の背後に前にも指摘した如く、準噶爾旗東協理・丹丕爾が糸を操つてゐたものゝ如くである。委員・岳鎮麟は、其の稟文(資料三四)

の中で、再三東協理・丹丕爾の態度を報告してゐるが、彼は直截に次の如く述べてゐる。

惟所調之丹丕爾、及前次欽憲由包人跟從蒙員、均未前來、該蒙員玩視因循、莫此爲甚、查此夥蒙衆嘯聚滋事、皆丹丕爾所職使、夫初九日之遇蒙衆、吳委員左手尙被槍砂轟傷……、即此一端、該蒙古寸磔其身、亦不足惜矣。（資料 三四）

また、東協理・丹丕爾の營盤を訪ねた哨官・王長勝も、丹丕爾が其の營盤を武装し、多くの蒙漢人を驅り集めてゐたことを報告してゐる。岳鎮麟の稟文の中におこまれてゐる哨官・王長勝の報告を摘出すれば次の如くである。

王哨官長勝同稱、奉派往調東圖薩拉齊、行至該營盤半里許、瞥見蒙漢紛紛奔向其營、各執槍械、站在房頂、似有抗拒之意

（資料 三四）

更に、ここで見落すことの出来ないことは漢人農民の動向である。漢人農民の間にも抗墾的潮流は決して微弱でなかつた。們肯吉亞の徒と合流して開墾を阻止しようとする分子の活動も露骨に看取された。古城、十里長灘一帯には賈凱、十大殷等の農民が農民を煽動して開墾を阻止しようとしてゐた。（資料 三六）また資料三八に示されてゐる倉房梁事件は、端的に漢人農民の動向を示してゐる。この倉房梁事件は墾務局の收租に反抗した農民・張某と彈壓の爲めに派遣せられてゐた官兵との直接的な衝突であり、墾務大臣はこの農民の反抗も丹丕爾の使喰によるものと主張してゐるが、其の経過は、次の如くに報ぜられてゐる。

據達旗中局函稱、本月初七日、該員司等赴地分租、行抵倉房梁地戶張姓家中、因抗不遵、查飭派諭營兵丁往傳、該地戶逞兇毆差、並有徒旁荷鋤多人、出而脅駁、兵丁情急抵格、以致互相受傷、地戶張姓旋即因傷殞命。（資料 三八）

ここで注目されるべきことは、附近に耕作してゐた農民迄が、鋤、鉄を携へて、收租に反對した張某を助けたことである。また包頭墾務局總辦・姚學鏡の報するところによると、張某は墾務局による地租の徵收に反対して「非有蒙古到場、不能查勘」（資料 三八）と主張したことは、蒙古人と支那の農民の關係を暗示せしめるものがある。これらの事實を通じて、我々

は農民の反感と敵意がどこに向けられてゐたかをハツキリと把へることが出来る。この問題は、撫務大臣の注意を喚起し、其の札飭に従つて査辦せられることとなつたが、(資料三九) 問題の處理は府谷縣に移されて糾辦せられることになつた。

(資料四一の批)

們肯吉亞の徒黨と農民に對する彈壓。かうして撫務大臣の壓力は、一步一步強化されたが、丹丕爾を中心とする抗撫運動は、この彈壓に抑壓され、絞殺されてはしまはなかつた。丹丕爾は、撫務局の僕役になることを欲しなかつた。彼は撫務局の招きを拒否し、撫務局との會商を回避した。且つ彼は蒙古の兵丁を糾合して武装せしめ、撫務局に歲租を交付した農民を恫嚇して間接的に、撫務局による開放を拒んでゐた。曰く、

近日丹丕爾肆意妄爲、有令薦古率領多人、執持槍械、允交歲租之地戶馬姓拏出情事、以致委員辦理棘手云々、并聞們肯己牙、現仍嘯聚一二十人、造謠興謗、恫嚇百姓、并不聞該旗查拏懲辦。(資料四〇)

この引用資料にも見られるやうに、們肯己牙(們肯吉亞)の徒黨も丹丕爾の別働隊として遊撃してゐた。撫務大臣は、先づ丹丕爾に與へられてゐた頂戴を剥奪し、且つ、郡王旗圖斯拉齊・補音傑爾格朗をして百方丹丕爾を説得せしめたが、丹丕爾の決意を動かすことは出來なかつた。彼は公然と次の如く揚言したと云はれてゐる。

丹丕爾囑咐各地戶、如撫局委員再來收租、可將其足筋割斷如有事故、有伊承當之言、(資料四〇)

かくして、東協理・丹丕爾を中心とする準噶爾族の抗撫運動は益々公然たる武力的鬭争の形態を帶びて來た。情勢は日一日と險惡になつた。光緒三十一年七月十一日、遂に蒙古兵丁による撫務東局の襲撃が決行された。この襲撃は、次の如く報せられてゐる。

七月十一日、有蒙衆來攻東局、經該處公行排解始退、臨行聲稱、還要定期開仗、嗣後警報頻來、局所已危若朝露(資料四二) 繼いで七月二十二日、蒙古人凡そ二百は、再び大砲其の他の火器を擁して十里長灘の東局を攻撃し、且つ戰書を送つて三

日以内に撫務局を撤去すべきことを要求した。其の戦書には、次の如く書かれてゐた。

送來戰書一紙、據稱、如見陣出牌見、如不敢見、限三日内退出長灘、否則與局決一死戰（資料 四二）

この勢に辟易した撫務局の委員達は、蒙古人の要求に屈服して、長灘を逃れ、小石拉塔の中局に移つた。（資料 四二）然るに二十四日の辰刻、們肯吉亞、三達子、三達子等の率ひる百名餘の蒙古人は、各種の武器を携へて中局の攻撃を開始した。其の一隊は、背後から山に據つて陣列をしき、他の一隊は局の前方に埋伏して中局包囲の隊形をとつた。砲撃が開始されると共に、彼等は漸次に中局に近かすいたが、申刻、五字溝に退いて糧食をとつた。包囲された撫務局の委員達は、一應郡王旗の罕太廟に逃れ去らうとも計劃したが、蒙古人達が其の沿途に卡倫を設けて警戒してゐることを恐れ、一物も帶びず先づ古城に逃走し、更に其の夜黄河を渡つて河曲縣に逃れて難をまぬがれた。（資料 四二）撫務局を襲撃して、其の委員達を驅逐した蒙古人達は、中局に保存されてゐた文書帳簿の類を焼却し、委員達の残した文物一切を掠奪し、且つ撫務局の手先となつて働いた格什巴圖を捕縛して之を殺害せんと謀つた。（資料 四二）

光緒三十一年九月初八日、撫務大臣・賄穀は、遂に丹丕爾の叛亂を朝廷に上奏し、丹丕爾から協理臺吉の職責を剥奪し、且つ丹丕爾、們肯吉亞並びに叛亂に與みした蒙古人を逮捕し、其の罪を糾明すべき旨を主張した。更に撫務大臣は、西盟巡視に當つて、先づ準噶爾旗に赴き、貝子以下の蒙旗官員に威壓を加へ、丹丕爾以下の叛徒の逮捕と格什巴圖の放出を嚴命した。（資料 四二）

この丹丕爾の叛亂は、撫務大臣・賄穀によつて强行された蒙地開放策に對する蒙古人並びに原住漢人の暴力による抗議であつた。其の鬭争の鋭さ、其の大衆動員、殊に武器、糧食の蒐集を配慮した諸點に於て、他に類例を見ない叛亂であつた。彼等は南坪地方に保墨を築造し、大砲を鑄造し、蒙古人の青年を動員して巡察隊を組織し、更に烏審、郡王、達拉特の各旗に檄を飛ばして共同の鬭争に起ら上ることを煽動した。彼等の鬭争は、烏審族の貝子まで或る程度に硬化せしめ、西盟に於

ける開放政策を、其の根底から覆滅し去る勢を示した。摂務大臣・賄餗は、右の諸點を次の如くに上奏してゐる。

丹丕爾・所居之南坪地方、築壘滑礮鑄造礮火、脅令所屬蒙民丁壯、四面遷守、内爲負嵎拒官之計、外則主使們肯吉亞等仍率蒙衆四出滋擾、復函陵烏審郡王達拉特各旗同力拒撃、烏審貝子幾爲所惑、致將前報各地亦迄今校梧未放。(資料 四五)

摂務大臣は、叛亂の擴大を恐れた。開放の强行は、至るところに於て、蒙古人の大衆的叛亂を温醸する條件をつくり出した。對策を誤れば、叛亂は全内蒙に波及する危険があつた。かくして、摂務大臣は、叛亂の可急的な鎮壓の配備をとゝのへた。前述の様に、摂務大臣は準噶爾旗貝子を威嚇して、叛徒の逮捕を命じたが、他面に於て、國外駐防の大同續備軍馬隊第四旗歩隊、摂務衛隊、綏遠常備軍等々を、續々動員して、丹丕爾の根據地・南坪に對する包圍攻撃を命じた。大同續備軍馬隊を指揮する管帶・譚湧發等の包圍軍は、九月十一日、準噶爾旗梅楞・納木達克色楞の部下・奇落なる者を使として、格巴圖の放免と叛亂隊の解散、降伏を勧説せしめたが、丹丕爾に率ひられた叛亂軍は、この勧告を退け、逆に使として派遣した奇落を拘留するに至つた。

九月十三日譚湧發等に率ひられた官兵は、準噶爾旗から派遣された蒙兵と共に路を分けて南坪に進み、丹丕爾の根據地南坪から三四里の地點に到着した。この時、叛亂軍は大砲による砲撃を加へ、續いて小銃による一齊射撃をもつて官兵を迎へた。かくして官兵と叛亂軍の間には、激しい戦闘が交された。官兵の損害は死亡一、負傷九を數へた。戦闘は夜まで繼續された。其の夜、丹丕爾の住居から突如として火炎が燃へ上り、炎は東西に延焼して行つた。翌十四日、官兵は漸く院内に突入し、先きに丹丕爾の爲めに拘留されてゐた格什巴圖、奇落等を救出した。この戦闘に於て、丹丕爾の次子二臺吉・依登甲は其の家属と共に官兵に投降したが、丹丕爾以下の叛亂隊凡そ百餘名は隙に乘じて逃走し、僅かに俘虜二十八、山砲一基、小銃二十餘丁を鹵獲したに過ぎなかつた。

叛亂の首魁と見られた丹丕爾の踪跡は不明であつた。投降した依登甲等の訊問によつて、十三日、早くも十數名の蒙古人

と共に北に向つて逃走したことは明かにされたが、其の後の消息は遙としてとらへることが出来なかつた。(資料 四五)

逃走した丹丕爾以下の叛亂者に對する追求は、撫務大臣の上奏により理藩院を通じて伊克昭、烏蘭察布、阿拉善の各盟旗、審夏將軍、察哈爾都統、庫倫漢事大臣、烏里雅蘇臺、科布多等の各將軍大臣に其の逮捕令が發せられ、俘虜とせられた依登甲等二十八名は、薩拉齊廳に送附されて監禁され、罪狀が夫々吟味された。(資料 四五附)

一方、南坪を脱出した丹丕爾以下の叛亂軍は、所在に蒙漢人を糾合して糧食を貯藏し、武器を鑄造し、近隣の匪徒と結び、殊に丹丕爾の長子・拉木甲の如きは、十月準噶爾旗貝子の暗殺さへ企てるに至つた。併し、丹丕爾の所在は、十一月に至つても判明しなかつた。十二月準噶爾旗西協理臺吉・額爾齊木吉爾噶勒等の報告によつて喇嘛洞地方に逃亡してゐることが漸くにして確められた。喇嘛洞は地勢險惡、後に山を負ひ、前は河に面し、自然の山寨をなしてゐた。丹丕爾の所在をたしかめた官兵は、十二月徐々に兵力を加へてこれを包囲したが、十二月九日、最後の決戦によつて丹丕爾以下十九名の叛徒を捕獲し、十九名を射殺して、この叛亂を鎮壓することが出來た。(資料 四六)

かくして丹丕爾を首魁とする叛亂は鎮壓された。丹丕爾は護送されて歸化城におくられ、署薩拉齊同知・余寶滋、署五原同知・姚學鏡の訊問を受けたが遂に歸化城に於て處刑され、其他の者も夫々その罪狀に應じて處斷された。丹丕爾の叛亂は黒界地の丈放を停滞せしめ、完全に阻止した。否、全内蒙に其の影響を與へ、北京の朝廷に對しても、賄賂によつて强行された開撫政策に對する反省を呼び起さしめた。光緒三十四年、協辦大學士尙書・廉傳霖並びに理藩院侍郎・紹英は賄賂の業績を銳く剔抉したが、彼等は丹丕爾に對する撫務大臣の處置を「二誤四罪」の一つとして摘發し、遂に撫務大臣・賄賂の政治的生命を剝奪するに至つた。

併し、撫務大臣・賄賂の查辦事件に關する資料と解説は、別に稿を改めてなされる筈であるから、こゝでは詳しく述べることにし、こゝでは、單に手許にある資料、即ち、五原撫務分局から接收して來た資料並びに賄賂の上奏を集録した叢書

奏議等に基いて解説を進めるにとどめる。

併し、こゝには北京に送られた資料と照し合せてより詳細に吟味し検討すべき幾多の問題をのこしてゐる。すくなくとも次の諸點は、改めて再検討されねばならぬのではないかと考へられる。

一、們肯吉亞は、何故に撫務局の襲撃を決行したか。果たして們肯吉亞は、開墾反対の政治的要請獲得の爲めにのみ鬭争に立ちあがつたのか。

二、們肯吉亞と丹丕爾の間には、何等かの默契があつたのか。果たして撫務大臣・賄穀の上奏した如く、丹丕爾は們肯吉亞を使唆したか。

三、張某にからまる食房梁事件は、丹丕爾と如何なる関連を持つか。賄穀が法部に於て主張した如く、張某は果たして丹丕爾を特んで撫務局の收租を拒否したのであらうか。

四、丹丕爾は烏審其の他の蒙古人に檄して抗墾鬭争に煽起せしめようとしたと言はれるが、果たしてさうした事實があつたであらうか。また奸民を驅り集め匪徒と結託したと主張されてゐるが、果たしてさうした事實があつたか否か。

この外、法部に於て問題とされた幾多の問題を拾ひ上げ、詳細に検討を加へて行けば、こゝで與へた解説は、改めて書きなほされねばならぬことになる。しかし、こゝでは、單に撫務大臣の上奏に根據を置いて解説するにとどめ、再検討を要するいくつかの問題は、法部に送られた資料をも参照した上、改めて解説を加へることにし、次には黒界地の丈放が如何に進められたかを解説することにする。

二、黒界地の丈放

丹丕爾を中心とする達噶爾旗の叛亂は、彼等の執拗な鬭争にも拘らず後に鎮壓された。首魁者たる丹丕爾を初め叛亂にく

みした一連の叛亂者達は、夫々逮捕され、撫務大臣・賄穀の命令によつて、其の罪狀を糾明されることとなつた。この叛亂の鎮壓によつて、黒界地の丈放に反対する抗墾主義者は清掃され、其の障礙は除去された。かくして、叛亂が鎮壓された翌年、即ち光緒三十二年二月、問題の黒界地は、血の闘ひを経て再び丈放が强行せられることとなつた。準噶爾旗撫務分局は、同月この旨を黒界地に居住する蒙漢人に告示した。(資料 四七)

然らば、黒界地は、如何にして如何なる方法によつて丈放せられることとなつたか。丈放の具體的方法については、岳鐘麟の後を襲つて、黒界地の丈放を處理することとなつた候補直隸州知州、林毓杜の稟文に添附された「放地章程」によつて明かにすることが出来る。この章程は、資料四八に添附された清摺を一瞥すれば、容易に其の内容がとらへ得られるが、八條から構成され極めて簡単な内容しかふくまれてゐない。極く簡単に、其の内容を紹介すれば次の如くである。(資料 四八)

この章程で先づ第一に明かにされてゐることは、原占有者の優先的認領を認容したことである。(第一條)但し、この優先権には、一定の時間的制限が置かれてゐた。即ち、二十里以内に居住する者は、二月初十日から起算して五日以内に掛號することを要し、二十里以上離れた土地に居住する者は、十日以内に掛號することを義務づけられ、若し、この限内に掛號しなければ、原占有者は、認められた優先的認領権を喪失することを規定せられた。(第二條)

等則は、上上地、上中地、中地、下地、下下地の五等則に分けられ、灌漑可能な園子地は上上地と定められた。納付すべき押荒は、上上地每畝一兩二錢、上中地六錢、中地四錢、下地三錢、下下地二錢と決定せられた。(四條)押荒の納入は、三限に分け、一限を四十日とし、百二十日以内に完納せしめることに定め、この期限内に押荒を納入しない時には「撤地另放」することにした。更に第一限内に押荒を完納し、二十頃以上の土地の拂下げを受けた者に對しては、特に頂戴の稱號を與へることを明示した。(七條)以上の如く、この丈放章程は、極めて簡単な内容しか含んでゐない。

更に、黒界地の丈放について、こゝで指摘しなければならぬことは、この地の丈放が、この地の自然的地形に應じて、河

川を分界とする五段に分けた進められたことである。各段には夫々、仁、義、禮、智、信の五字が冠せられ、丈放は第一段から、即ち仁字段から始められた。第一段は東河から起つて長灘に至る地域を含み、この地の丈放責任者としては、委員・秦望灘、馬世照、續康等が任せられた。(資料 四八)

然らば、黒界地の丈放は、具體的に如何に進行したであらうか。次に丈放の具體的進展を簡単に跡づけることゝしよう。黒界地の丈放は、岳鐘麟によつて、光緒三十一年、ある程度迄進められてゐた。併し、この丈放は、前述の丹丕爾の叛亂によつて阻止せられ、其の中途に於て頓挫せしめられた。従つて、三十二年から再開された丈放は三十一年からの繼續として見ることが出来る。丈放の進行に關しては、林毓杜の報告に具體的數字が見出せる。今、この報告に従つて、其の進行を紹介すれば次の如くである。(資料 五三)

第一段、即ち仁字段は四月の初旬に於て早くも二百六十餘頃の丈放を終り、第二段は、三月二十日迄に約百五六十九頃を丈放し、三十一年の丈放地約三百五六十頃と合算すれば、一段二段の大半は丈放し盡されたものゝ如くである。

第三段から第五段迄の地域は、四月二十日前後から丈放に着手されたが、この三段の丈放地畝數は報告せられてゐない。併し、この三段に關しては、光緒三十二年六月、郡王旗並びに準噶爾旗の墾務監査の爲めに派遣された(資料 五七)文案處總辦・李雲慶の報告によつて其の概況を把へることが出来る。

查黒界地、由東至西二百餘里、由南至北八九里五六里不等、分仁義禮智信五段、仁義兩段、已丈放完畢、禮智兩段雖已丈放、而未放定之地尙多、緣有數戶合領、而尙未劃分者、或一人承領、而旋生轉轄者、其信字一段、現在隨丈隨放、月底即可竣事、綜五段地計之、約有淨地一千七百頃之譜、此界地之實在數目也、界地荒價、分上、中、中下、下四等、平均計之每頃約合價銀三十七八兩之譜、以千七百頃計算、約共合荒價銀六萬數千之譜、此將來核收抑荒之大致數目也。(資料 五八)即ち、この報告によれば、仁義禮智信の五段のうち仁義の二段は既に丈放されたが、禮智の二段は、土地の拂ひ下げにから

まる紛争の他によつて、丈放は完了したが、拂下げ人の未定な土地が少々からず残されたことが理解せられる。信段は七月下旬に丈放が完了されることが豫測されたが、丈放されうべき地畝數は、一千七百頃内外と推定され、徵收されうべき押荒は、六萬數千兩と推定されてゐる。この推定の根據は、この報告に添附された清單によつて、其の内容を具體的に把へることが出来る。其の後、この地の丈放が如何に終束されたかは明かでない。併し、同年十一月に寄せられた林毓杜の報告によると、八月末には遂に五段の丈放を完遂し、仁義兩段では、徵收すべき押荒の三分の二を徵收し得たことが述べられてゐる。かくして黒界地の丈放は、光緒三十三年十一月には、ほぼ完遂の域に達したものと見ることが出来る。林毓杜は、この丈放に參加した撫務局員並びに撫務の進展に協力した農民の勞苦と功績を上申し、其の行賞を求めたが、(資料六〇、六一) 撫務大臣はこの要望に聽從し、夫々其の努力を嘉賞した。(資料六四)

では、黒界地は、結局に於てどれだけの面積を丈放し、且つ如何程の押荒を徴収し得たであらうか、黒界地の丈放地畝數と徴収せらるべき押荒並びに實際に徴収し得た押荒については、次の如き數字が報告せられてゐる。

黑界地丈放地畝數及應徵
未收押荒調查表

(資料一〇二)

即ち、この報告に基けば、丈放された面積は、一千五百八十八頃に達し、徵收さるべき押荒は、六萬三百三十九兩餘にのぼつた。併し、光緒三十四年六月迄に徵收し得た押荒は、四萬六百六十六兩餘に過ぎず、尙ほ一萬九千六百七十二兩餘の未徵收押荒を残したことが明かにされる。

尙ほこゝで指摘しなければならぬことは、黒界地の丈放にも墾務公司が介入したことである。光緒三十一年四月、丹丕爾の亂が鎮壓された後、墾務大臣は杭錦旗の辦法に依つて、西路公司をして「擇地認領」せしめることを札飭した。(資料五二)この札飭によれば、丹丕爾、們肯吉亞の叛亂によつて農民は疲弊し、押荒の徵收が容易でなくなつたこと、また零碎な面積を丈放してゐたのでは丈放が容易に終結しないことを理由として、西路公司に「擇地認領」せしめることを札飭した如くに言はれてゐる。併し、墾務公司は現實に丈放を遂行したのではなく、實際は準噶爾墾務分局が西路公司に代つて丈放したもののが如くである。しかも西路公司をして丈放せしめた土地は水によつて灌漑される園子地のみであつた。この園子地の丈放地畝數並びに應徵、已收地價等は、次表の如くである。

黒界地園子地丈放地畝數及應徵
未收地價調査表

園子地	地頭數	地價	應徵地價	已收地價	未收地價
六	一〇萬零六	錢	空五三	萬零六	錢

(資料一〇一)

墾務大臣・貽穀が、西路公司をして園子地のみを「擇地認領」せしめたことは、明らかに西路公司のために収取の舞臺を切

三、黒界地の丈放

り開いたに外ならない。鑿務大臣は丈放の困難を打開する爲めに西路公司をして擇地認領せしめたと主張してゐる。併し、丈放の困難を打開する爲めであれば、丈放の困難な旱地こそ擇ばるべきであり、水によつて灌漑される園子地を擇ぶことは奇怪である。何故ならば、水によつて灌漑せられる園子地の丈放は、水の不足するこの地方では、最も容易になされうるから特に西路公司の介入を必要とするやうには考へられないからである。また西路公司が、直接轉放に當らず、鑿務分局をして代放せしめたことを考へ合せれば、丈放の困難を打開する爲めに、西路公司をして放墾せしめたと言ふ鑿務大臣の言葉は、結局、一つの遁辭に外ならない。鑿務大臣・賄穀が、西路公司を介して官僚と商業資本の爲めに、廣汎な收取の舞臺と可能を切り開いたことは、査辦大臣の指摘するところであり、また法部に於いても問題とされた點である。我々はここでこの問題を詳細に取り上げることは出來ない。併し、査辦大臣の摘要と法部の査問が、一定の現實的根據の上に立つことは、この園子地の擇地認領によつてもうなづかされるやうに思はれる。

四、黒界地に於ける召廟地

歐洲の中世紀に於て、貴族地主と並んで寺院、修道院が、巨大な土地の領有者であつた如く、蒙古に於ても貴族・臺吉と並んで、この遊牧民の間に、古くから信仰せられてゐる喇嘛廟が、各盟各旗に多くの寺領地を領有してゐることは、既に多くの人々に指摘せられてゐる如くである。我々もまた王愛召が巨大な寺領地を持つてゐたことを指摘し解説した。(王愛召資料)單に王愛召にとゞまらず、杭錦旗の巴囉地に於ても、大小の喇嘛廟が夫々寺領地としての香火地を持つてゐたことは、杭錦旗の資料解説に於て言及し詳論じた如くである。

黒界地に於ても、數個の喇嘛廟が存在してゐた。これらの喇嘛廟は、其の規模の點から言へば、決して大規模なものでは

なかつたけれども、例外なく香火地を持ち、この香火地に依存して、そこから徵收される地租錢によつて其の經濟を支へてゐた。準噶爾旗貝子・三吉密都布は、前述の如く黒界地を報鑿した。併し、彼はこの地の開放にあたつて、其處に所在する召廟の寺領地について言及し、特に其の割留を希望してゐる。

伏查本旗南邊有黑牌子地内、烏達齊廟、布爾噶圖阿貴召、烏巴什老爺昭、和雅爾烏蘇廟等四昭廟、前經每該各昭廟附近、有賞過零星糧地、以備呈獻香燈、供應衆僧齋用等項、今既開放黑牌子地、理合呈報……仍賞所屬有名昭廟、零星地畝、俾資呈獻香燈、供應一切用項（資料 四九）

貝子・三吉密都のこの希望は、撫務大臣によつて無條件に受け入れられた。光緒三十二年三月、撫務大臣は、準噶爾旗撫務分局に札飭して、原有の召廟地の地積と、召廟に居住する喇嘛僧の員數の調査を命じたが、（資料 五〇） 準噶爾旗撫務分局の報告によれば、各召の香火地は次の如くに報告せられてゐる。

該段共に廟地三處、烏達齊昭有淨地三頃九十二畝、和雅爾烏蘇昭有淨地一頃五十一畝零、烏巴什老爺昭有淨地五頃三十四畝

二分（資料 五四）

この外、新召の地約二頃、舊召の黃草西坪地約四五頃が香火地として數へ上げられ、僧侶の員數は「常川有二二十人」と報告せられてゐる。尙ほ、この報告によれば、烏達齊召と和雅爾烏蘇の兩召には年々の收租帳簿が保存されて居り、烏巴什老爺昭には、準噶爾旗貝子から與へられた「召地四至簿」が発見せられ、舊廟の黃草西坪地には、東協理・丹丕爾から與へられた證據文書が見出されたことが明かにされてゐる。更に、こゝで注意すべきことは、烏巴什老爺昭と舊廟の香火地である。烏巴什老爺昭の香火地に關しては、次の如く比較的詳細な報告がよせられてゐる。

卑局復卽派員、前往烏巴什老爺昭、調查該昭案據帳簿、據僧衆等呈出、光緒五年重放界地時、該旗貝子賞給該召地畝四至簿與現時所佔地址、大致相符、每年地租十四兩、該召得其半、已革東圖斯拉齊、丹丕爾得其半、因該廟坍塌重修、丹丕爾

墾有銀兩、以租撫還、截至光緒三十年爲止。(資料 五四)

この記録によつて、我々は烏巴什老爺昭の寺領地が如何にして發生し、且つ其の寺領地が、如何に轉化して行つたかを簡単に把へることが出来る。この寺領地は、光緒五年、黒界地が準噶爾旗によつて開放せられた時、貝子から該昭に與へられたものであり、其の發生は比較的新しかつたことが、先づ第一に教へられる。併し、この香火地からあがる十四兩の地租は半分が該召に歸屬するのみで、他の半分は東協理・丹丕爾の手に納められてゐた。では、如何なる理由から、この地の收租權は丹丕爾の手に移轉したのか。

同じく右に引用した資料によれば、丹丕爾への收租權の移轉は、右の烏巴什老爺昭が、壇場を重修する爲め、丹丕爾から借錢したことに基くことが明かにされてゐる。この事實から、我々は當時に於て、金錢的な貸借關係によつて、收租權が移轉することもあつたことを知り、金錢的な貸借が、封建的な土地所有關係を、或る程度に歪め解體してゐたことを理解しうる。また舊廟の召廟地であつた黃草西坪地約四五頃も、かつてこの地が支那の農民に開放された時、商業資本によつて獨占され、且つ東協理・丹丕爾によつて收租せられてゐたが、光緒二十四年喇嘛達の願ひを聽いて東協理・丹丕爾は達慶・達榜塔布に令してこの地を舊召に撥給した經緯が明かにされてゐる。

舊召之……黃草西坪地於重放界地時、經商人霸種、由丹丕爾收租、歷經該召僧衆懇求、光緒二十四年丹丕爾、字諱達慶達榜塔布、令將該廟原地查明撥給。(資料 五四)

こゝで「商人」と呼んでゐるものが、文字通り商人と理解してよいかどうかは問題であるけれども、こゝでは一商人として即ち商業資本による土地支配がある程度に凝固してゐたものと理解することにする。また「重放界地」も問題となりうる。推測以上のことば言ひ得ないけれども、恐らく準噶爾旗による放地が、一回に亘つて行はれたことを意味するものであらう。それはとも角、かくしてこの地に所在する召廟地の沿革と概貌はやゝ明かにされ得た。鑿務大臣行轅は、以上の事實から

召廟地の歸屬を承認し、杭錦旗に於ける例に倣つて、其の割留を指示した。(資料五四・批) 同時に、これらの寺院の喇嘛達は杭錦旗の例に倣つて、割留せられた召廟地に對する印照の下附を要望したが、鑿務大臣は、この要望も聽き入れ、一頃に付き二兩の照費を徵收することによつて、綏遠城將軍の名に於て藏漢合璧の印照四張を發給した。(資料五四) この印照は鑿務大臣行轅から西盟鑿務總局に送附され、西盟鑿務總局から各召廟に送達せられたやうであるが、(資料七二) 照費として納入された三十九兩零八分四厘四毫は、教育費に充當されたものゝ如くである。このやうに、古くから存在してゐた召廟の領有地は、開墾政策による變革を受けることなく、依然として寺領地としての原形を持続し得たものゝ如くである。最後にこれらの寺領地を、より具體的に表示すれば次の如くである。

黒界地に所在する召廟地

召 廟 名	所 有 地	耕 種 地	不 堪 耕 種 地	喇 嘛 員 數
鳥 鳥 達 齊 廟	六 頃 一 四 · 三 〇	五 頃 〇 〇 〇	一 頃 四 · 三 〇	二 十 人
巴 什 老 爺 廟	一 六 三 九 · 六 〇	五 頃 三 四 · 二 二	一 一 〇 五 · 三 八	同
和 雅 爾 烏 蘇 廟	一 五 一 · 三 〇	一 五 一 · 三 〇	一 五 〇 · 〇 〇	同
布 爾 噶 圖 阿 貴 召	九 一 八 · 七 〇	七 六 八 · 七 〇	同	同

(資料七三・清單參照)

五、押荒・歲租の分割と黒界地の歸屬

鑿務大臣・賄穀によつて確立され、伊克昭盟に於て適用された丈放章程は、大きく分類すれば、二つに分けられる。即

五、押荒・歲租の分割と黒界地の歸屬

ち旱地章程と水地章程がこれである。水地章程は、杭錦、達拉特の兩旗に適用され、旱地章程は、准噶爾、郡王、札薩克、烏審、鄂托克等の諸旗に適用されたが、兩者の差異は、主として人工灌漑の有無によつて分けられてゐる。勿論、同じく水地章程と云ひ、旱地章程と云つても、其の具體的な内容には多少の偏倚があり、徵收された押荒と歲租も、決して同一の額ではなかつた。では、黒界地に適用された章程は、如何なる章程であり、押荒と歲租の等則は、如何に定められたであらうか。言ふまでもなく黒界地に適用された章程は、旱地章程であつた。黒界地の中には水によつて灌漑せられる土地が、部分的に介在してゐたけれども其の多くは旱地であり、其の押荒、歲租は次の如くに定められた。摺務大臣・賄穀の上奏には、次の如く述べられてゐる。

黒界地押荒歲租等則表

準旗則地質差強、擬將上地收押荒六錢、中地四錢、中下地三錢、下地二錢、餘經費外、仍照章以一半歸蒙、其歲租數目、詳爲審量、亦須徵分差等、鄂托克準噶爾兩旗、擬將上地每年徵銀二分、中地一分六厘、中下地一分二厘、下地一分（蒙寧奏議）

いま、この五等則の押荒歲租等則を表によつて示せば、次の如くに表示されうる。

等 則	上 地	中 地	中 下 地	下 地
押 荒 歲 租				
六錢				
二分				
一分六厘				
四錢				
一分二厘				
三錢				
一分				
二錢				

では、押荒は如何に徵收され、且つ如何に分割されたであらうか。次に押荒の徵收が如何に進められたかを、具體的數字によつて明かにして見ることゝしよう。

黒界地に於ける押荒は、丈放進展の線に沿うて漸次に徵收せられて行つた。資料の示すところによつて見れば、光緒三十一年四月から十月末までには一萬六千兩が徵收され（資料五九）その内五千兩が摠務大臣行轅收支處に解送された（資料六〇）。次いで同年十一月から十二月初十日迄の期間には一萬二千餘兩が徵收され（資料六五）其の内一萬兩が同じく收支處に解送された。（資料六六）かくして三十二年の年末までには計二萬八千兩が徵收されたが（資料六七）光緒三十四年四月迄には約四萬兩の押荒を徵收し、未徵押荒一萬九千兩餘を残すに至つた。（資料一〇一）摠務大臣・賄穀が失脚した光緒三十四年四月に於ける徵收押荒と未徵押荒、並びに其の分割の具體的數字は、資料一〇一によつてとらへ得られる。今、この資料から解説に必要とする數字を集め、表によつて示せば次の如くである。

丈放地畝數 〔萬石〕	應徵押荒 〔萬石〕	已徵押荒 〔萬石〕	未徵押荒 〔萬石〕	三成經費 〔萬石〕	一半歸公 〔萬石〕	一半歸旗 〔萬石〕
一 六 三 九 六						

〔資料一〇一〕

右表によつて理解せられるやうに徵收された押荒は、内三割を摠務局の經費に充當し、残額を國家と蒙旗の間で等分に分割することに決定せられた。しかし、一半歸旗の一萬四千二百三十三兩三錢三釐が、準噶爾旗の手に渡されたと理解することは誤りである。前にも指摘した如く、準噶爾旗は教會に支拂べき撫恤銀二萬七千兩を西路公司から借りうけてゐた。この借銀は準噶爾旗に渡されることになつてゐる押荒、即ち一半歸旗押荒から返還されることに定められてゐたから、この一半歸旗押荒、一萬四千兩餘は、ソツクリその儘、摠務大臣行轅收支處に解送され其の返済に充當せられた。従つて、準噶爾旗は、一千五百餘頃を丈放しながら、一文の押荒も受けとることが出来なかつたわけである。黒界地から徵收せらるべき押荒は、表にも示されてゐる如く、六萬兩に達した。然るに準噶爾旗は其の半額にも満たない借銀を完済することが出来ず。黒

界地の文放後も依然として一萬二千七百六十六兩餘の借銀を未済のまゝにのこした。この未済額の爲めに、準噶爾旗が如何に摂務大臣の強制を甘受しなければならなかつたか、また其の辦済の爲めに、如何に苦るしまねばならなかつたかは、別の機會に詳論することにして、こゝではこれ以上立ち入らないことにする。(阿吉爾瑪地の報製摂務參照)

次に問題となることは、未徵收押荒である。前表でも容易にとらへられるやうに、文放が完了し、黒界地が府谷、河曲の兩廳の管轄に移された光緒三十四年に於て、尙ほ未徵收押荒は、一萬九千六百七十三兩を數へた。摂務大臣・貯穀の失脚、それにつゞく摂務局内の清掃は、しばらく押荒の徵收を停止せしめた。併し、宣統元年十二月に至つて、貯穀の後を襲つて綏遠城將軍となつた將軍・信勤は、特に胡懋鐵を黒界地に派遣し、この未徵收押荒の徵收に當らしめた。(資料一〇六)またこの旨を河曲、府谷の兩縣に通牒して未徵收押荒の徵收に協力すべきことを札飭した。この札飭をうけた胡懋鐵は、河曲、府谷の兩縣に夫々押荒摂務公所を組織して押荒の徵收に當つたが(資料一〇七)宣統二年三月から同四月迄の間に、河曲縣に屬する仁義兩段からは五百六十二兩六錢七分を徵收し、府谷縣に屬する禮智信の三段からは、三千二百五兩九錢七分を徵收し得た。この徵收によつて、河曲に屬する仁義兩段に於ける未徵收押荒は漸く其の全額を徵收し得たが、府谷に屬する禮智信の三段には、なほすくながらさる未徵收押荒を残した。

宣統二年、綏遠城將軍・瑞良は、この未徵收押荒の徵收を、直接、陝西省府谷縣に札飭してゐるが、(資料一一〇)この札飭によれば、府谷縣に移された禮智信の三段だけでも未徵收押荒は六千九百餘兩にのぼつてゐることが指摘されてゐる。翌三年、府谷縣は將軍の札飭に答へて押荒銀として府平銀五百七十五兩餘を解送して來たが(資料一一七)尙ほ未徵收押荒は六千兩を下らなかつた。(資料一一九)この未徵收押荒は、其の後も、繼續して徵收の督促がなされたが、恐らく民國に移る迄、膨大な金額が未徵收のまゝにのこされたものと推定される。

以上、我々はまづ押荒の等則を明かにし、次に資料に示されてゐるところに従つて押荒の徵收が如何に進められ、且つ徵

收された押荒が如何に分割されたかを明らかにし、最後に未徵收のまゝに残された押荒が、幾許に達してゐたかを明らかにして見た。次には歲租について、解説して見ることにしよう。

歲租の徵收は、撫務大臣・賄穀の上奏に基いて、丈放の翌年、即ち光緒三十三年度から、押荒の納入と否とに拘らず、一律に徵收されることに決定された。そして、徵收された歲租の分割については、光緒二十八年、撫務大臣が時の山西巡撫・齡春煊と共に上奏して裁可をうけた「按租捐輸」の辦法を援用し、歲租の内二割を控除して蒙地に於ける將來の建設費として残り、殘餘の八割を蒙旗に發給することに定めた。撫務大臣・賄穀の上奏を蒐録した蒙鑿奏議には次の如くに述べられてゐる。曰く。

查二十八年三月間、奴才興升任山西撫臣齡春煊、會奏西鑿情形摺内、有按租捐輸之議、今擬不另加租捐、亦即於常年租銀内、提出二成另款、存儲留共蒙地一切建置之用、餘均撥歸、各旗將來所放各地、隸於何廳、歲租即由何廳徵收、〔蒙鑿奏議〕

即ち、歲租は原則的に「二成歸公」「八成歸旗」と決定され、且つ其の徵收は、其の地を管轄する各廳の手にゆだねられた。従つて、歲租の徵收と其の分割を、より具體的に解説する爲めには、黒界地が何廳と何廳に歸屬し管轄されるに至つたかを明らかにしなくてはならない。

黒界地を何廳によつて管轄せしめるかと云ふ問題は、既に光緒三十二年五月、問題として提起されてゐた。即ち黒界地の丈放が未だ完了しなかつた時期に問題とせられてゐた。蓋し、押荒の徵收と共に部照が發給せられねばならなかつたし、部照には、何省何廳と其の所管の廳名が記入されねばならなかつたからである。(資料 五六)

由來、準噶爾旗の南部一帯、即ち長城に近接する黒界地の附近は、古くから私鑿によつて開墾されてゐた。また準噶爾旗みづから理藩院の認許をうけてこの地方を開放したこともあつたやうである。この開放が如何なる方法により、如何に進め

られたかは明らかでない。たゞ明らかなことは、これらの地域の開放が、(一)主として準噶爾旗の財政的困難と蒙古人救濟の爲めになされたこと、(二)そして其の時期は、光緒三年、盟長札薩克であつた札那格爾廸の時代になされたことが捕獲されるに過ぎない。このやうに、黒界地の一帯には、古くから支那の農民が進出し、定住して農耕を營んでゐたけれども、これらの支那人に對する管轄は、明確にされてはゐなかつたやうである。大體、仁義の兩段には、山西から移住した農民が多く禮智信の三段には、陝西省から移住して來た農民が多數を占めてゐたやうであるけれど、訴訟その他に關する事項は、其の出身省の官廳の手によつて處斷され、地域的な歸屬は決定されてゐなかつたものゝ如くである。

光緒三十二年、黒界地の丈放が完了し、翌三十三年、この地の歲租の徵收が、具體的な日程にのぼると共に、黒界地の所管廳を決定することが、當面の問題として浮びあがつて來た。

光緒三十三年十月、撫務大臣・賀穀は準噶爾旗撫務分局の意見に基いて、(一)仁義の兩段を陝西省に移管し、禮智信の三段を陝西省に歸屬せしめることに決定し、この旨を山西並びに陝西巡撫院に咨行したが(資料 八六)光緒三十三年十一月、準噶爾旗撫務分局・姚世儀並びに陝西榆林府府谷縣知縣・楊映胥を黒界地に派遣し其の歸屬を如何に處理すべきかを具體的に調査せしめた。姚世儀並に楊映胥は、この札飾に従つて直ちに現地に赴いた。そして義段と禮段の間を流れる河川を境界とし、河西を陝西省に、河東を山西省に歸屬せしめることにしたが、古城鎮のみはこの原則から除外し、陝西省の所管に移すべき旨を答申した。(資料 八九)蓋し、この古城鎮には、古くから府谷の農民が進出し、府谷の管轄をうけてゐたからである。この答申は、其のまゝ撫務大臣によつて採擇された。(資料 八九批)撫務大臣は光緒三十三年十一月、この意見と決定を山西、陝西の兩巡撫に咨行し、其の所管を最終的に決定した。(資料 九二)

いま、河曲、府谷の兩廳に移管せしめられることになつた面積と應徵歲租を示せば次の如くである。

山西河曲縣經徵準噶爾旗黑界地款仁義兩段歲租數目表

地 段	等 則	上地每畝二分	中地每畝一分	中下地每畝二厘	下地每畝一分	共 計
仁		西 西 一 一 一 一 一	大 大 大 大 大 大 大	一 一 一 一 一 一 一	大 大 大 大 大 大 大	一 一 一 一 一 一 一
義		西 西 一 一 一 一 一	大 大 大 大 大 大 大	一 一 一 一 一 一 一	大 大 大 大 大 大 大	一 一 一 一 一 一 一
計		西 西 一 一 一 一 一	大 大 大 大 大 大 大	一 一 一 一 一 一 一	大 大 大 大 大 大 大	一 一 一 一 一 一 一

陝西府谷縣經徵準噶爾旗黑界地款禮智信三段歲租數目表

地 段	等 則	上地每畝二分	中地每畝一分	中下地每畝二厘	下地每畝一分	共 計
禮		西 西 一 一 一 一 一	大 大 大 大 大 大 大	一 一 一 一 一 一 一	大 大 大 大 大 大 大	一 一 一 一 一 一 一
智		西 西 一 一 一 一 一	大 大 大 大 大 大 大	一 一 一 一 一 一 一	大 大 大 大 大 大 大	一 一 一 一 一 一 一
信		西 西 一 一 一 一 一	大 大 大 大 大 大 大	一 一 一 一 一 一 一	大 大 大 大 大 大 大	一 一 一 一 一 一 一
計		西 西 一 一 一 一 一	大 大 大 大 大 大 大	一 一 一 一 一 一 一	大 大 大 大 大 大 大	一 一 一 一 一 一 一

黒界地の歸屬は、以上の如くに確定された。併し、歲租の徵收には、色々な困難が横はつてゐた。第一に、歲租の徵收は丈放の翌年、即ち光緒三十三年から開始せられねばならなかつたが、黒界地の歸屬が決定されたのは、漸く三十三年十一月末であり、三十三年度の歲租は既に其の徵收時期を逸してゐた。また、押荒の滯納が多かつたことも歲租の徵收を困難にした。押荒と共に歲租の徵收を一時に强行することは農民の負擔を彌がるに加重し其の生活を壓迫した。加へるにこの頃に於

ける農業生産物の急激な價格下落は、貨幣による歳租の徵收をますゞ困難にしたやうである。(資料 九一) かくして、歳租の徵收は、次の如く變更され延期されることが提議された。

奏章雖係次年升科、可否仰邀憲思、暫緩、擬以光緒三十四年上忙、徵收三十三年歲租、三十一年下忙、徵收三十四年歲租改爲明年歲徵 (資料 九二)

この提案は、鑿務大臣から山西、陝西巡撫院に移牒され、(一) 三十三年度の應徵歲租は、三十一年度の上忙(春季徵)に徵收し、(二) 三十四年度の應徵歲租は、三十一年度の下忙(秋季徵)に徵收されることに改められた。(資料 九二)併し、この變更にも拘らず、三十一年度の上忙に徵收することに決定された三十三年度の應徵歲租は、ほとんど徵收され得なかつた。従つて三十一年度の下忙には、上忙に徵收すべき三十三年度の歲租、下忙に徵收すべき三十四年度の歲租を徵收せねばならぬことになつたが、現實に兩年度の歲租を一度に徵收することは不可能であり農民の耐へうるところではなかつたかくして歲租の徵收は、河曲縣知縣・范繼先の意見に基いて再び變更を餘儀なくされ次の如く決定された。(資料 一〇三)於三十四年下忙徵收、三十三年全租兼征三十四年上忙歲租、其三十一年下忙歲租、歸入三十五年上忙帶征 (資料 一〇三)以上、我々は、歲租の徵收とその分割、そして黒界地の如何に管轄されるに至つたかを解説したが、歲租に關しては、注目すべき要求が準噶爾旗から提起されてゐる。以下、これについて簡単に解説し、本項を結ぶこととする。

清末に於ける開墾を通じて、最も執拗に官辦開墾に反対し、非妥協的な態度を持続したのは準噶爾旗であつた。貝子・濟密都布は、河套川地の報墾を拒否し、協理臺吉・丹丕爾は、叛亂によつて黒界地の丈放に反対した。鑿務大臣・駕穀の壓力によつて、結局黒界地の丈放は強行されたけれども、準噶爾旗は、喪つた権利を絶へず奪回しようと企てた。かうした準噶爾旗の企圖を率直に表明するものは、河套地の收租權の回復要求であり、またこゝで解説しようとする黒界地に於ける收租權の回復の企圖である。

光緒三十三年四月、準噶爾旗貝子・璡濟密都布は準噶爾旗墾務分局を通じて黒界地に於ける歲租の徵收權を準噶爾旗に返還さるべきことを要望した。準噶爾旗墾務分局の轉詳には、次の如くとの要求がつたへられてゐる。

伊克昭盟鄂爾多斯札薩克固山貝子・璡濟密都布、協理臺吉等文稱、前奉欽差將軍札文、內開、將歲租歸入各旗、俟丈放完竣、歸入各地方官經理等因、懇祈將歲租一項、卑旗自行向民戶徵收外、現在黑界地業經丈放完竣、請將歲租恤蒙、以備存公之處、相應呈報貴局查照。（資料 七三）

この要求はまことに懲勤な字句によつてつゝまれてゐる。併し杭錦旗其の他の貴族達が、墾務大臣の壓力の前に身を屈し底知れぬ敗北の底を彷徨してゐる時、準噶爾旗の札薩克及び協理達が、敢然としてかうした要求を墾務大臣につきつけたことを思へば、我々はこゝに無限の感興を憶へ、彼等が未だ卑屈な奴隸根性に蟲蝕れてゐなかつたことを理解しうる。この要求は墾務大臣行轅文案處によつて簡単に一蹴された（資料 七三批）だが、準噶爾旗の貴族達は、毫もひるまなかつた。宣統元年、準噶爾旗貝子・璡吉密都布は、要求の形をかへて歲租の撥給を要求したが（資料 一一一）宣統三年には、黒界地に居住する農民達の請願書を添附して、（資料 一二二附）重ねて歲租の徵收權を準噶爾旗に返還さるべきことを要望した。（資料 一二二）支那の農民の一部も旗による收租を喜び、縣による歲租の徵收を喜ばなかつた。何故に支那の農民までが旗の收租をよろこび縣の收租をよろこばなかつたか、こゝで我々はかうした疑問を呼び起す。併し、この答は資料に仔細に書かれてゐる。

従つて、こゝではこの答を資料のものゝ中から引き出されることを希望して、解説を加へることにする。

この要求は、確かに綏遠城將軍・堃岫を驚かした。彼は直ちに墾務總局副綱防禦・僧額を黒界地に派遣して、府谷縣知縣李裕勤と共に眞相一特に準噶爾旗と請願書に署名した支那の農民の間の利害關係の有無を調査せしめたが（資料 一二四）結果、農民に壓力を加へることによつて、この要求を抑へつけ歲租の徵收は依然として縣の手に確保したやうである。

以上我々は、先づ準噶爾旗によつて報墾された河套川地をとり上げ、次に、河套川地に代るべき報墾地として指定された

黒界地につき解説を進め、協理臺吉・丹丕爾を中心とする反対と其の叛亂、其の後に於ける支放と押荒・歲租の等則並びに其の歸屬等々をとり上げて見た。準噶爾族によつて報撲され、且つ現實に支放された土地は、前にも指摘した如く、黒界地のみである。併し、支放はされなかつたけれども、報撲され、且つ清末に問題の土地としてとり上げられ浮かびあがつた土地は、單に黒界地にとまらない。河套川地が問題の土地としてとり上げられたことは、既に解説した如くであるが、河套川地の外に、柳清梁地があり、阿吉爾瑪地があり、白界地がある。

以下、これらの土地について、如何にして問題の土地としてとり上げられ、且つ如何にして支放されずに終つたかを、一々具體的に解説を進めて見ることとする。

六、愛親覺羅氏による柳清梁地の報撲

準噶爾旗の内部には、河套川地の報撲の経緯を解説した際にも言及した如く、開墾を競つて鋭い内部的對立が醸成されてゐた。協理臺吉・丹丕爾を首領とする開墾反対派と札特丹巴等の開墾協力派。しかも札薩克の職にあつた貝子・三吉密都布（瑞濟密都布）には、こうした内部的對立を抑制し調停する政治的手腕に缺けてゐた。摂務大臣・賄穀は、かゝる準噶爾旗の内部的對立と不統一を指摘して次の如く述べてゐる。

再以伊克昭盟七旗報撲、以準噶爾旗最後、該旗蒙衆、尙未能上下一心、故雖就範圍、有時仍懷疑懼（資料 二二二）

札特丹巴によつて報撲された河套川地は、前述の如く、貝斯・山吉密都布の開放不承認によつて、また臺吉・齊密特多爾濟の反対によつて、其の開放が具體化されなかつた。ついで報撲された黒界地の支放も、東協理・丹丕爾並びに們肯吉亞等の叛亂によつて遲延せざるを得なかつた。準噶爾族の開墾はかくして其の第一歩から紛糾の萌を示してゐたが、かうした局

面の中に於て、一つの投石を與へたのは、三品臺吉・拉蘇倫多爾濟の妻、愛親覺羅氏の報撃である。

光緒三十一年三月、三品臺吉・拉蘇倫多爾濟の妻、愛親覺羅氏は、準噶爾旗に於ける開放政策に對する非協力と疑懼的態度を慨歎しながら、準噶爾旗に屬する柳清梁地二千頃の報撃を呈請するに至つた。曰く、

準噶爾旗蒙人大義未明、竟因疑懼觀望、命婦派忝宗室、世受皇恩、際此時局艱難、理當捐產報效、況撃事尤利於蒙、敢不竭盡愚忱、以爲之倡、命婦情願將本旗所屬柳清梁之地報撃二千頃（資料 三七）

この呈請は、摠務大臣に嘉賞された。（資料 三七批）摠務大臣は同年五月、愛親覺羅氏による柳清梁地二千頃の報撃を北京朝廷に具奏したが（資料 三三）六月、北京朝廷から（理藩院を通して）其の報效を嘉賞せられる旨が傳へられた。（資料 三七）然るにこの報撃に對しても、東協理・丹丕爾並びに賽崇阿等の抗撃派は、流言を散布し、且つ暗々のうちに愛親覺羅氏に壓迫を加へ、遂に愛親覺羅氏をして柳清梁地の報撃を撤回するに至らしめた。愛親覺羅氏は、東官府（東協理）並びに賽崇阿等の壓迫を上訴して次の如くに述べてゐる。曰く、

近日東官府賽崇阿等布散流言、謂氏私行盜賣旗地、聲稱將來非除此害不可、因思此事、不過應執事之命、並無他意、若因此令氏而得大禍、諒亦非執事之初心、近來因此一節、反若無家可歸、且時有性命之憂、籌維至四、他無計策、惟祈執事、仍行奏請、將氏前報之地、作爲混論、庶旗下之人、不至再有異言（資料 四四）

尙ほこゝで注意せらるべきことは、愛親覺羅氏が報撃した柳清梁地を、自己の養贍地として主張してゐるに對し、東協理・賽崇阿等が、旗地として主張してゐることである。かゝる見解の相異は、如何に説明さるべきであらうか。

勿論、かうした問題は、資料のみに依存して、完全に究明することは不可能である。たゞ我々に可能なことは、一定の限度内に於ける推論に限られる。當時、準噶爾旗に限らず、伊克昭所屬の各旗には、個人的な土地の所有が、漸次に固着し凝固しようとする傾向が看取された。達拉特旗に於ても、杭錦旗に於ても、個人的な土地所有としての戸口地が發展し固着し

つゝあつた。殊に貴族並びに其の未亡人等に對しては、收租權の伴ふ一定の土地所有が發展してゐた。従つて我々は、こゝから準噶爾旗に於ても、至るところに戸口地が發展してゐたことを類推しうるし、事實同治年間から個人的所持としての戸口地が札薩克によつて公認せられてゐた。この事實から、愛親覺羅氏によつて報鑒せられた柳清梁地が、愛親覺羅氏の養膳地として、即ち氏の戸口地として指定せられたことが推測されうる。恐らく、かうした指定がなかつたならば、愛親覺羅氏は、この地の報鑒を敢へて獨斷でなすことはなかつたであらう。従つて、愛親覺羅氏が、自己の收租地たる柳清梁地を、自己の戸口地として主張することは、敢へて不當とは言ひ難い。

しかし、かゝる意味に於ける養膳地の指定は、單なる收租權の附與に過ぎず、必ずしも土地に對する完全な個人的所有の設定とは見ることは出來ない。かゝる土地支配は、先づ第一に札薩克並びに旗官員の承認を條件としてゐたし、現實に於ても收租權附與以上の何物でもなかつた。愛親覺羅氏は、柳清梁地の收租權は附與されてゐたが、この土地の處分、開放に關する權利は認められてゐなかつたであらう。かうした理由から東協理・賽崇阿等は、愛親覺羅氏の報鑒を以て「盜賣旗地」と指揮し抗議したものであらうと考へられる。

この柳清梁地の開放も、かくして阻止され、かつ其の後しばらくの間、問題とはならなかつた。黑界地の報鑒と丹丕爾の叛亂、其の丈放、阿吉爾瑪地、白界地の開放等々が、準噶爾旗開墾の中心的問題となつてゐたからである。然るに、光緒三十四年一月、この柳清梁地の開放は、再び鑑務大臣によつて取り上げられ、土質の如何、地歟の廣狹等に對する報告を寄せるべきことが、準噶爾旗貝子・三吉密都布と呈報者たる愛親覺羅氏に札飭せられた。(資料 九五) 同年三月、貝子・三吉密都布は、極めて簡單にこの地の地積を報告し、且つ愛親覺羅氏にかはつて柳清梁地に代はるべき土地として翟林密子に所在する愛親覺羅氏の收租地七十頃を報鑒した。(資料 九八)併し、新たに報鑒された地は僅かに七十頃に過ぎず、且つ報鑒者たる愛親覺羅氏は、其の後準噶爾旗を去つてしまつた爲めに、遂に柳清梁地とその代報地の開放は具體化されずに終つたも

のゝ如くである。（資料一〇九参照）

七、阿吉爾瑪地の報墾と準噶爾・郡王兩旗の軋轢

前述の如く黒界地は丈放された。この丈放と押荒の徵收によつて、教民に對する撫恤銀として準噶爾旗が借りこんだ負債の一部は返却することが出來たが、其の全額を完済するまでには至らなかつた。光緒三十一年鑿務大臣は、賠償金の墊款（立替拂ひ）の返還を督促し、重ねて土地の開放を求めたが、同年冬、準噶爾旗は、丹丕爾の後を襲つて東協理となつた納遜達賴を歸化城に送り、問題の解決に當らしめた。綏遠に出頭した東協理・納遜達賴は、この負債償還の爲めに、郡王旗と境子並びに西協理とも協議し、彼等の贊否をたしかめる必要もあつたので、彼は一應準噶爾旗に引きかへした。この間多少の時間が経過した。翌三十三年二月、準噶爾旗は和碩齊・賽春阿を綏遠に派遣して阿吉爾瑪地の報墾に對する貝子・山吉密都布の意向を傳達した。資料からも容易にとらへ得られるやうに、阿吉爾瑪地の報墾については、貝子並びに旗の役員の間にも、何等の異議がなかつたやうである。

貝子・山吉密都布の意向は、右の如く、賽春阿の答申と稟文（資料六八）によつて鑿務大臣に傳へられた。鑿務大臣は光緒三十三年二月、この答申に應じて重ねて阿吉爾瑪地の報墾を貝子・珊瑚密圖布（山吉密都布）に札飭したが（資料六九）光緒三十三年三月十五日、貝子・珊瑚密圖布は、星報を鑿務大臣におくり、正式にこの地の報墾に對する彼の意思を表示した。この星報は、其の措辭の如何を問はず、賽春阿の答申と完全に背馳するものである。星報の結尾にのべられてゐる貝子の意思を簡單に引用すれば次の如くである。

本旗阿吉爾瑪等處地畝、前已遵奉諭旨、以郡王旗臺吉等居住爲游牧、郡王與本兩旗臺吉人等雜住游牧耕種、養命當差、並諷誦萬壽經卷、呈獻沙特魯普達爾哲衣凌寺香燈、凡有應用道場經卷、有度牒班第等衣服盤費、修理房院、建新等項、備辦之處、如將以界址地畝、以致開墾、兩旗各臺吉人等竝無游牧耕種地畝、諷誦萬壽經卷、一切均行斷悞、誠恐生繁托累、謹據實情呈明、伏乞欽差大臣將軍鑒查體恤。(資料 七〇)

即ち、貝子・瑚濟密圖布は、婉曲に（一）この地の報撃が、この地に居住する郡王旗竝びに準噶爾旗の蒙古人の生活と（二）この地に建てられてゐる沙特魯普達爾哲衣凌寺の經濟をおびやかす危険のあることを述べて、この地の報撃を拒否するに至つた。(資料 七〇) この拒否は、極めて婉曲になされてゐる。併し、この拒否によつて、官辦開墾に對する準噶爾旗貝子の意向をとらへることが出来る。

この呈報を受けた摺務大臣は、再び札飭を發してこの地の報撃を懲戒したが、同時に（一）この地の報撃を承認しなければ、永久に河套川地の回収が不可能となるべきことを指摘し、（二）且つこの地が郡王旗によつて報撃せられた場合には、この地の領有権を、郡王旗にあるものとして認定すべきことを明らかにした。(資料 七一) この札飭が、明らかに準噶爾旗に對する政治的恫嚇であり、威壓であつた。摺務大臣は、貝子・瑚濟密圖布が、河套川地の回収を希望してゐたこと、そしてまた阿吉爾瑪地の領有に關して郡王旗と準噶爾旗の間に紛争のあることを敏感にとらへ且つこれを利用して貝子に對する攻撃の武器とした。この恫嚇は、貝子・瑚濟密圖布を屈服せしめた。準噶爾旗貝子は資料七五によつて明らかにされる如く遂にこの地の報撃に同意した。この間、摺務當局による郡王旗に對する陰密な働きかけもなされたものゝ如く、光緒三十三年五月、郡王旗協理臺吉・布音吉爾噶勒もまた稟文を呈してこの地の報撃を承認するに至つた。(資料 七六)

かくして、阿吉爾瑪地の報撃に對する兩旗の同意は獲られた。摺務大臣は同年七月、西盟摺務總局竝びに準噶爾、郡王の摺務分局に札飭して、阿吉爾瑪地の可耕面積と郡王旗竝びに準噶爾旗の間にわだかまる係争の調査を命じ、且つ噶爾旗貝子

に對しては、この地の勘收に立ち合ふべき蒙古人の派遣を命じた。(資料 七九)

この札飭を受けた準噶爾旗鑿務分局幫辦・姚世儀は、光緒三十三年九月、この地の勘收の結果を報告してゐるが、可耕面積を八百頃と推定し、且つ地質的に見れば哈喇沁梁が最上である旨を指摘してゐる。更に彼は、準噶爾旗と郡王旗の間にわだかまる紛争の原因を次の如くに報告してゐる。

準云此地初原郡旗居住、郡旗則謂初撥札薩克旗地時、此段實經準旗撥與郡旗、準旗則云、撥地事誠有、非此地(資料 八一)この報告によつて阿吉爾瑪地の領有を繞る準噶爾旗と郡王旗の紛争が、遠く札薩克旗の創設せられた時代迄遡ること、即ち札薩克旗の創設に伴ひ旗界の變更がされた頃迄遡ることがとらへ得られる。周知の如く、札薩克旗は乾隆元年、獨立して新たに旗を編成したが、この新たな旗の編成に伴ふ旗地の分割は、直接札薩克旗をとりまく烏審並びに郡王の兩旗からなされた。(註)そして、札薩克旗から遠ざかり、直接牧地を贈與し得なかつた各旗は、烏審旗または郡王旗に牧地を分譲して札薩克旗に土地を分給することに代へた。右の引用の示す如く、郡王旗は阿吉爾瑪地を目して、この時準噶爾旗から郡王旗に分譲された土地と主張するに反し、準噶爾旗は、札薩克旗の創設時に牧地を郡王旗に分譲した事實は承認したが、阿吉爾瑪地にあらざることを主張して譲らなかつた。かくして、この地の歸屬を決定する爲には詳しい考證を必要とし、仲々困難であつたものゝ如ぐである。

だが鑿務大臣が問題としたところは、旗界の正しい決定ではなかつた。準噶爾旗は、姚世儀の報告にもある如く、第一に阿吉爾瑪地に屬する最も肥沃な土地、哈喇沁梁地を隠匿して報鑿しなかつた。のみならず、其の報鑿した土地も郡王旗の報鑿した土地に比べれば、三分の一程の面積に過ぎなかつた。この二點は、準噶爾旗に對する鑿務大臣行轅の憤激をそゝりたてた。姚世儀の報告に對する文案處の擬批は、端的にこの憤激を表白してゐる。

該員查明郡準兩旗所報阿吉爾瑪等地、兩旗互相爭執、騷擾甚多、而準旗所報約少郡旗三分之一……且匪其首脣、滋其騷擾

又託求免放、種々情形、較之從前顯然抗鑒、亦復奚殊、(資料 八一號)

摯務大臣の强行しようとした開墾政策に對して、準噶爾旗が如何なる態度をもつて對應したかは、右の擬批が批判する如くであるが、光緒三十三年九月十五日、準噶爾旗貝子・瑚吉密都布は、呈報を摯務大臣によせて、該旗の主張と希望を、再び明白に披瀝開陳してゐる。この呈報は、單に準噶爾旗の希望と主張を知る爲めに役立つのみでなく、この地にからまる紛争を明らかにする有力な資料として役立ちうる。以下、この呈報を具體的に解説しながら、この地にからまる紛争を明らかにすることとしよ。

問題とされた阿吉爾瑪地は、原來、準噶爾旗の領有地であつたが、乾隆年間から郡王旗の蒙古兵丁がこの地に進出し、特に許されて越界放牧をなしてゐたものゝ如くである。(資料 七六) 然るに、牧地の相對的減少と共に、郡王旗と準噶爾旗の蒙古人の間には、絶えず牧地の争奪がくり返へされ、其の都度盟長及び神木に駐在する理藩院刑官等によつて裁斷せられた。その結果、この地には「推」が設けられて境界が確定せられたが、それにも拘らず、光緒三十三年八月、郡王旗の梅榜札漢(札蘭)等は、古い裁定を蹂躪して、任意に準噶爾旗の臺吉兵丁が、居住し生活する土地を報鑒するに至つた。この報鑒によつて、準噶爾旗は、この地の領有權を喪失しなければならなかつたし、かつまた、この地方に居住する準噶爾旗の臺吉兵丁は、其の生活の根據、即ち「養命爲差之地」を喪はねばならなかつた。更に、さきにも觸れた如く、この地に香火地を持つ噶布達爾齊凌寺も、其の寺領地を喪ふ危険に當面した。

かくして、これらの蒙古兵丁並びに喇嘛等は、準噶爾旗貝子に呈報を送り、郡王旗の報鑒に抗議を提起した。この抗議は貝子の呈報に詳しく述べてある。(資料 八一號) 併し、こゝでは一々其の主張を引用することはさしひかへる。併し、抗議を織りませたこの呈報も、徒らに摯務大臣の痛烈な批判と反駁を招いたに過ぎなかつた。摯務大臣は先づ第一に準噶爾旗の報鑒したところの面積が、郡王旗の報鑒した面積の三分の一にしか當らないこと、而も再三準噶爾摯務分局に

向つて開放の免除を求めてゐることを指摘し、伊盟所屬の各旗が争つて報撃してゐる時、準噶爾旗のみが、種々の詐術を設けて開墾に反対し、且つ返済すべき賠償金を六千兩も未済のまゝに放置しながら、哈喇沁梁の如き最も肥沃な土地を隠匿して報撃しないことを暴露し、彼等の抗撃的態度を痛烈に批判した。且つ、この上も依然として開放を拒否するのであれば、賠銀の未済額六千兩を速急に返済すべき旨を札飭した。(資料 八五)

摺務大臣は、この札飭とほぼ同じ内容を含む札飭を、準噶爾旗摺務分局に對しても發した。(資料 八七) 摺務大臣は、賠償銀の未済額六千兩を督促することによつて、準噶爾旗をして河套川地と阿吉爾瑪地の開放に同意せしめようとしたものゝ如く、この札飭では六千兩の返済を一箇月内に完済すべきことを強調して札飭した。併し、準噶爾旗は、依然として河套川地と阿吉爾瑪地の開放を喜ばなかつた。旗の財政は極度に逼迫してゐたやうであるけれども、彼等は賠償銀の返済によつて、摺務大臣の恫嚇に答へようとした。この意向は、東協理・納遜達賴並びに西協理・依爾克木の兩人によつて、準噶爾旗摺務分局・姚世儀に傳へられた。姚世儀の報告は次の如くにつたへる。

據依爾克木等聲稱、哈喇沁地、前呈請免放、河套川地、呈獄後、准卽歸旗、憲恩高厚、感戴無似、第蒙恩准、令在兩處地內籌款清還、憲亦知蒙古族窘況、未能自措、必須向漢蒙地戶收取也、各戶零星、按戶去籌、斷非十餘日所能卽集、又以河套川地、近年歸公收租、民戶已不認蒙旗爲主、尙須憲臺札飭托城地方官、暨準旗准其歸還旗下、方能就地籌措計憲札來時、又須月半、轉瞬腊初、歲暮年盡、集款愈難、春正亦不能催款、有此不得不延緩各情、擬以年内去催、明年三月内、一准湊集赴轅交納。(資料 八八)

この引用から把らへ得られるように、依爾克木、納遜達賴の兩協理は、さきに報撃し、未支放のまゝで托克托縣によつて收租せられてゐる河套川地の地租の徵收權を、準噶爾旗に返還せらるべきことを要望した。蓋し、彼等は、この地租銀によ

つて賠償銀の未済額を返還せんと企圖したからである。併し、六千兩を即時に完済することは、たとひ河套川地の收租權を返還せられても、到底不可能であつた。従つて彼等は、年内に一千兩だけを返済し、爾餘は次年に於て完済することに了解を求めた。(資料 八八)

この提案は、そのまゝ鑿務大臣行轅にうけ入れられた。かくして河套川地の收租權は、ひと先づ準噶爾旗に返還せしめられる事に決定された。だが、こゝには一つの條件が附帯してゐた。文案處の擬批には次の如くに書かれている。

將歸公收租之河套川地、仍交還該旗、候飭托克托廳遵照辦理、惟至來年三月、倘該旗不能交清欠款、仍將河套川地、收回歸官、自行租放、並治該土斯拉齊等逾限行欺之咎、此檄。(資料 八八)

即ち、河套川地の收租權はひとまず準噶爾旗に返還せしめられることに決定されたが、若し、約束の期限たる光緒三十四年三月に至つても、賠償銀が完済されなければ、河套川地の收租權は、再び官に回収し、且つ、東西協理の責任を追求することを條件となさしめた。(資料 八三) この方針は、光緒三十三年十一月二十日、綏遠城將軍衙門にも移牒せられた。(資料九〇)が併し、既に指摘した如く、鑿務大臣・貽穀は其の翌年四月失脚し、開放にからまる一切の問題はこの時期を轉機として其のまゝ停止符がうちれた。従つて阿吉爾瑪地の開放も遂に具體化されず、其の後は我々の視野の中に浮び上つてこないたゞ我々の脳裡に残ることは、この地の開放をめぐる郡王旗と準噶爾旗の對立の激化、またこの對立を利用し激化せしめる事によつて、準噶爾旗の抗撃的潮流を抑壓しようとした鑿務大臣・貽穀の政治的策略のみである。以上、簡単に、阿吉爾瑪地の報讐とこの地にからまる準噶爾旗と郡王旗の軋轢を略述し、準噶爾旗が最後迄この地の開放を拒否した経緯を解説して來たが、次に白界地の報讐を解説し、最後に賠款案に関する若干の解説を加へて本資料の解説を結ぶこととする。

註 札薩克旗の創設に伴ふ收地の分割が如何になされたかについては、綏遠通志稿・蒙旗疆域沿革のなかに比較的詳しく述べられてゐる。今其の一部を引用すれば次の如くである。

案右翼前末旗受封之始祖烏把什、本鄂爾多斯全部領袖濟農、額璘臣之族弟、原不在六旗札薩克正傳系統之內、且當其受封時、六旗牧界、早經分割、無隙地可給、故一統志謂其游牧六旗界內者、此指其最初情況言之也、逮乾隆初、藉口族纂、請別立一鑾時、實以前此無界之遊牧、每爲六旗官兵所不愾、而烏氏子孫、亦以生齒日衆、其部屬又往往爲他旗排擣、不能得水草優沃之地、以資駐牧、故其汲汲於請求增旗者、其本意固側重於請求分地也、嗣清廷鑑其處境之難、又以此旗與右翼前旗爲近枝、爰編諸右翼、而以前末名其旗、並令六旗各析邊地一段與之、俾得自立以世其家、而六旗中有與壤地隔絕、如左前右中等旗、既不能造爲析贈、則不得不以願析之地、先贈於介居之旗、更由介居者增析一倍、以附益於新設之旗、至今左翼中旗界內、猶有左翼前旗補給之地、右翼前旗界內、亦有右翼中旗補給之地、其人民皆能歷歷言之、此新旗牧地、所以較狹於同部六旗也。

八、白 界 地 の 報 墾

準噶爾旗と墾務當局の間には、光緒三十二年の終りから翌三十三年十一月にかけて、もつばら阿吉爾瑪地の報墾について交渉が續けられてゐた。併し、阿吉爾瑪地の報墾は前節で解説した如く遂に準噶爾旗によつて拒否され、徒らに郡王旗と準噶爾旗の軋轢を激化したに過ぎなかつた。然るに準噶爾旗貝子・瑚濟密都布は、光緒三十三年十一月二十五日、協理台吉との聯名の下に準噶爾旗の南境に位置する白界地の報墾を承認し、この旨を準噶爾旗墾務分局に通達するに至つた。蓋し、準噶爾旗は、この地の報墾によつて、撫恤銀の完済を意圖したものゝ如くである。(資料 六三)

新たに報墾された白界地は、別に牌界地とも云はれ、遠く康熙年間から、長城を乗り越えて移住して來た支那の農民達によつて開墾され耕種されてゐた。開墾年代が古い爲めか、準噶爾旗は、極めて低い比率の租銀を徵收してゐたに過ぎなかつ

たようであるが、恐らく永租の形態に於て、占有、耕種の権利を支那の農民に譲渡してゐたものであらう。當時如何なる形態に於て、また如何なる比率に於て租銀を收取してゐたかは明らかでない。併し、地租の低いことは他に類例を見ない程であつた。準噶爾旗墾務分局は、この點について次の如く指摘してゐる。

查該旗南境白界地畝、横二百餘里、縱四五十里不等、自康熙年間、招内地民人租種、由該旗收租、爲數甚微、當時每銀一兩折錢八百文、至今不易其數、歲租之輕、實各處所無。(資料 六三)

併し、この地に移住し定着してゐた支那の農民達は、この低い地租の納付さへ怠り勝ちで、其の所有權又は永租權の根據となるべき印據も持たず、しかも久しい以前から相互に轉賣、轉典を重ねてゐたやうである。(資料 六三) 従つてこゝでは寄生的地主としての権利さへも蒙古人から失はれかけてゐたと推測される。恐らく過約制度も確立されてゐなかつたのであらう。

白界地の報鑿に關する報告をうけた墾務大臣は、直ちにこの地の勘収と、丈放を遂行せしめようとしたが、原住の農民に對しては優先的に土地を拂ひ下げ、別に部照を發給して、土地の拂ひ受け人の所有權を確認すべきことを明らかにした。

(資料 六三批) かくして、この地の丈放に對する原則的な方針は、光緒三十二年十二月、先づ簡単に指示されたが、丈放に關する具體的な方針は翌三十三年四月、準噶爾墾務分局幫辦・林毓杜によつて、この地の特殊的な諸條件を參照されて次のように提起された。

一、押荒に代るものとしての經費の徵收

蒙地の丈放には、ひとり伊克昭に限らず到るところに於て押荒が徵收された。押荒は、其の發生的語義を問題とせず、單に清末に於ける官辦開墾時代に於ける意義を問題とすれば、荒地の拂下げ代金を意味する。しかし、既に指摘した如く、この白界地は康熙年間から開墾され、完全に熟地に轉化してゐた。従つて押荒の名目による土地の拂下げ代金を徵收することは

この地の實情に適合しなかつた。且つ押荒の名目によつて地價を徵收することは、一般農民の疑惑と反對を招くおそれがあつた。かくして林毓杜はこの點を指摘して、押荒の名目によらず、經費または照稅の名に於て土地の拂下げ代金を徵收することを提議した。

二、經費の等則

押荒に代るものとしての經費の等則は、上、中、中下、下の四等則に分けられ、上地については一頃三十兩、中地については二十兩、中下地並びに下地は夫々十五兩並びに十兩の經費を徵收することに定め、散在する荒地と水によつて灌溉せらるる園地は、特に西路公司をして、丈放せしめること、そして園地の經費は每畝一兩、即ち一頃百兩と提議されたが、荒地は丈放に際し、隨時決定することとして其の決定が保留された。

三、經費の分割

經費の分割は押荒の分割に倣つて、一切の丈放費用を控除した殘額を蒙旗と國家間に等分するか、或はまた徵收經費の四割を蒙務局の費用に充當し、更に三割を國家に收納、三割を準噶爾旗に收得せしめることが提議された。

四、歲租

丈放された後、年々徵收される歲租についても、特殊な考慮が拂はれた。牌界地は、前にも述べた如く、古くから耕種され、しかも他に類例を見ない程の低率な地租が徵收されてゐた。従つて、この事實を無視し、丈放後餘りに高い地租を徵收することは、農民の反抗を招く危険が豫想された。かうした豫想の下に、林毓杜は上地から一畝當り一分八厘、中地から一分四厘、中下地から一分、下地から六厘の歲租を徵收することを上申した。

五、小作地の拂下げ

墾務大臣は、古くから耕種してゐた農民に優先的に土地の拂下げを行ふことを明らかにした。併し、現實に耕作してゐる

小作人（夥戸）と、夥戸をして小作せしめてゐる地主との何れに對し、優先的な土地の拂ひ下げを認めるかは決定してゐなかつた。林舎社は、この點を明確に確定し、地主の承領權（拂下げを受ける権利）のみを容認し、小作農の拂下げ權は、地主の承領權に對抗し得ないものと決定した。

六、典地の拂下げ

出典された土地は、典限が経過してゐるにも拘らず原所有者が回贖してゐない時には承典人に承領せしめ、典限に至らないものは、一應、原所有者をして其の土地を回贖せしめて拂下げを受けしめることに定めた。が原所有者が回贖しない場合には、原所有者の承領權は認めないと定めた。

七、歳租の分割

歳租の徵收は、地方衙門をして當らしめることに定めたが、徵收された歳租の分割は、黒界地に倣つて、二割を國家に收め爾餘の八割を旗に交付し、戸口地、召廟地から收租してゐた地租は、旗から蒙古人並びに召廟に支給することに定めた。

〔資料 七四〕

以上は、林舎社によつて提議された白界地の丈放に對する具體の方針である。この外、彼の提案の中には、藝務局の組織、人の選擇等に關して注目すべき二三の配慮が、見出されるが、こゝではこれ以上立ち入らないことにする。この提案は、藝務大臣文案處によつて、其のまゝ採擇された。（資料 七四批）

併し、白界地は、古くから開墾されてゐたために、幾多の錯綜した問題を其の内部にはらんでゐた。かくして遂にこの地の丈放は遂行されず今日に至つてゐるものゝ如くである。（資料 一〇九）

九、賠教案と河套川地

拳匪の亂は、清末に燃えひろがつた最も大きな排外主義・反基督教運動として知られてゐる。この運動は、其の初期に於ては、單なる排外主義的な、また反基督教的な運動に過ぎなかつたやうであるけれども、運動の波及と進展と共に、腐敗し崩壊しつゝあつた清朝の封建的專制支配に對立する運動に轉化せんとした。この意味に於て、この擾亂は直接辛亥革命に結びついてゐる。この運動は、周知の如く、諸外國の軍事的壓力と清朝の屈服によつて、無残な敗北を喫してしまつたが、清朝の内部に、改革的、進歩的分子を結集し、清朝の政治的方向に、一つの旋廻點を劃したことは見逃されてはならない。光緒二十七年を轉期として、清朝は蒙地の封禁政策を一拋し、積極的な開墾策に移行したが、この政策の轉換は、明らかに拳匪の亂の後に清朝廷によつてとられた一連の改革的な對内政策の一環を形してゐる。かかる意味に於て、賠穀によつて強行されたこの地方の開墾政策は、拳匪の亂と結びつき、この擾亂を轉期として清朝によつてとられた對内政策の旋廻と結びついてゐる。また、より具體的に見れば、この地方に於ける蒙地の開放が、一つ一つより直接的に拳匪の亂と關連を持ち、殊に其の後に於て政治的問題の中心として浮び上つて來た賠教案と結びついてゐることは、忘れられてはならない一つの政治的聯關係である。

我々は既に、達拉特旗の四成地並びに四成補地の開放が、如何に拳匪の亂と其の後に問題とされた賠教案と關連するかを解説し、強調した。(達拉特旗資料解説參照)こゝではもつばら準噶爾旗の土地解放が、如何に拳匪の亂並びに其の後に於て中心的問題とされた賠教案と、關連するかを明らかにすることとする。其の前に、先づこの地方の拳匪の亂が如何に波及して行き、蒙族をこの運動の波に捲きこんで行つたかを、極く簡単に一瞥することとする。

綏遠地方に、如何なる経路を経て、拳匪の亂が波及して來たかは明らかでない。たゞ、この地方に於ける拳匪の亂が、先づ托克托地方に其の烽火を擧げたことだけは明らかである。(暗教案參照)當時、托克托の城内には、アメリカ系に屬する耶穌教堂が設けられて居り、また其の管内の農村—南坪村、黑城、什拉烏素、成奎海子の四ヶ所には、ベルギー系の天主堂が設けられてゐた。「保清滅洋」を旗幟とし、排外・反基督教を標榜とした拳匪の徒衆が、まづこれらの教會に其の矛先を向けたのは當然である。彼等は耶穌、天主の差別なく、片端しから外國教會の襲撃を開始し、教會に火を放つてそれを焼き拂ひ、宣教師並びに追随する教徒を殺戮して、其の勢威をあけた。この暴行が、如何に凄惨を極めたかはこゝで解説出來な

この運動の主流は、言ふまでもなく第五回支那の民衆によつて占められてゐた。がこの地方の蒙古人もこの騒擾の一翼に參加した。山西から鄂托克旗に西進した拳匪の一群は、札薩克旗、烏審旗の蒙古人達と會流して天主王國の中心に位置する城川教堂を攻撃したし、四子王旗の蒙古人達は、鐵塲且溝の攻撃に參加して、そこに立籠つた教徒達に對する攻撃の一翼を分擔した。準噶爾旗は、地圖を一瞥すれば容易に理解せられるやうに托克托に近接してゐる。従つて托克托に燃え上つた拳匪の亂は、直ちに準噶爾旗にも波及し、準噶爾旗の蒙古人をとらへた。具體的に言へば、準噶爾旗の蒙古人達は、彼等の旗内に設けられてゐた成奎海子、石窯子等の教會を襲撃して宣教師を追ひはらひ、教徒を殺戮して拳匪と合流した。新庄憲光氏の研究—準噶爾旗河套川地に於ける天主教の勢力—によれば「程奎海子に天主堂の設立されたのは準噶爾旗河套地に於て最も早く、義和團暴動の九年前、光緒十七年（一八九一年）であつた」。が光緒二十六年の義和團暴動の結果「天主堂は焼かれ神父は逃亡し、教徒の死傷者は三十名に達した」ことが指摘せられてゐる。

この拳匪の暴動に關する善後處置は、既に達拉特旗の資料解説に於て指摘した如く、口外七廳洋務分局によつて解決が計られ、特に蒙旗の關連する問題は、直隸即補知府・壽勳の手に委ねられた。壽勳は、佛蘭西主教・閔玉清(Alphonse Bern

(三) 白耳義總教士・賈名遠 (Ivon Stragger) 教士・南懷義 (Jules A. Anloq) と再三商議し、遂に光緒二十九年二月、次の如き協定に到達した。今、この協定に至る經過と協定の内容を撫民大臣・貯穀の上奏のなかより摘要すれば次の如くである。
再查伊克昭盟準噶爾旗、於光緒二十六年間、亦有仇教殺掠之案、曇經前任將軍派委現署黑龍江副都統前奏辦教案之直隸知府・壽勳會同法國主教・閔玉清、比國總教士・賈名遠、教士・南懷義議辦、於上年二月議定、免懲罰首、亦不索賠罰、由該旗認給教會撫恤銀二萬九千兩、公立合同、書押鈐印在案。(資料一七)

即ち、この上奏によれば、準噶爾旗に關する教案は、(一) 教會はこの運動の首魁者の懲罰を免除し、(二) 且つ賄賂銀を要求しないが、(三) 準噶爾旗は教會に對し撫恤銀二萬九千兩を支拂ふことによつて決着されるに至つたことが明らかにされる。

だが、當時の準噶爾旗には、この撫恤銀も教會に支拂ふ財政的餘裕がなかつた。かくして準噶爾旗は、達拉特旗が撰んだやうな辦法に逃げ道を求めるを得なかつた。即ち準噶爾旗は、この撫恤銀を支拂ふ爲めに、河套川地に位置する瞿林審子、噶布爾河頭等の六村、約三百頃を教會に引き渡し、撫恤銀二萬九千兩の支拂ひに代替せんとした。この提案は、一應教會にも受諾された。然るに實地踏査の結果、この土地が餘りに硗瘠であることが判明した爲め、教會側は三百頃をもつて二萬九千兩に代替することに反対し、且つ彼等は土地の添増を要求した。かくして、一應妥協に到達した撫恤銀の支拂ひに關する問題も、再び暗礁に乗り上げてしまつた。この間、毎年地租銀一千五百兩づゝ教會に納入り、地租銀によつて撫恤銀を完済する案も考慮せられたが、かうした重稅を徵收することは蒙地には絶えて見られ得なかつたことであるから事實問題としてこうした辦法もどるわけには行かなかつた。かくの如く、あれやこれやと商議が續けられたやうであるが、結局、次の如き辦法によつてこの撫恤銀が教會に支拂されることに決定された。

(一) 撫恤銀の減額 準噶爾旗が教會に支拂ふべき撫恤銀は、當初一萬九千兩と決定されてゐたが、この撫恤銀を一萬七千

兩に減額することに妥協が成立した。

(二) 撫恤銀の分割拂 一萬七千兩の撫恤銀は、三回に分割支拂はれることになつた。即ち、一回九千兩づゝ、三十一年十一月に第一次支拂、三十一年九月に第二次支拂、三十二年三月に第三次支拂が完了して、一萬七千兩が完済せられることになつた。

(三) 綏遠城衙門の代墾 撫恤銀は減額され、且つ三回に分割して支拂はれることに定められたが、準噶爾旗には、この方法によつて自己の経済力のみで辦済することは出来なかつた。そこで、この一萬七千兩の撫恤銀は、綏遠城將軍衙門が、暫時代墾することに定められた。

(四) 河套川地の報墾 綏遠城將軍衙門から代墾された二萬七千兩は、結局準噶爾旗によつて返還せられねばならなかつたこの代墾銀の返還は、結局河套川地を報墾せしめ、達拉特旗の四成地辦法に倣つて丈放し、徵收せらるべき地價をもつてこれにあつることに決定せられた。

(五) 升科の歸屬 丈放されよば、年々升科せられねばならぬが、升科は托克托廳をして管轄せしめることに定められた。

以上、我々は墾務大臣・賄穀の上奏に基いて、準噶爾旗の賠教案が、如何にして解決せられるに至つたかを明らかにして見た。資料五五に見られる如く、綏遠城將軍衙門が代墾することに定められてゐた撫恤銀一萬七千兩は、光緒三十二年四月二十五日、最後の九千兩を教會に交付して、其の支拂を完了した。かくして、教會に對する撫恤銀支拂に關する問題は落着した。併し、準噶爾旗と綏遠城將軍との間に残された問題、即ち代墾銀一萬七千兩の返済については、依然として未解決のまゝに残されてゐた。然らば、この二萬七千兩は如何にして返済されたか。

この代墾銀は、前にも指摘した如く、先づ第一に準噶爾旗によつて報墾された黒界地から徵收せらるべき押荒の内、準噶爾旗に發給せられことになつてゐた「半歸旗押荒」をもつて其の大部分が返済された。次に光緒三十三年十月初十日、墾

務大臣が河套川地と阿吉爾瑪地の報鑿を強要し、代墾銀の未済額を督促した時に（資料 八五）準噶爾旗が困窮した財政のなかから調達した一千兩によつて其の一部が返済された。（資料 九三・九六）第三には、光緒三十一年から托克托廳によつて徵收された翟林窖子附近の三百頃からの地租銀によつて年々償還された。そして一部は、叛逆者、丹丕爾の遺した雜穀を賣却して得られた「存糧變價」二百四十七兩六錢九毫四絲六忽八微によつて返済せられた。併し、この代墾銀は、前清時代には遂に完済することが出来なかつた。（資料 一一三）

この代墾銀の未返済を機として、如何に墾務大臣・賄穀が、準噶爾旗に土地の開放を強要し、殊に當初に報鑿された河套川地、並びに郡王旗との係争の地—阿吉爾瑪地の開放を企圖したかは、既に指摘した如くである。當初、準噶爾旗が、教會に引き渡すことを約定したのは、翟林窖子附近の六村、三百頃に過ぎなかつた。併し、墾務大臣・賄穀は、翟林窖子三百頃の報鑿のみでは、満足しなかつた。彼は光緒三十年、綏遠城將軍の名に於て、更に報鑿すべき土地の増加を要求した。この要求は準噶爾旗貝子・瑚濟密都布によつてにべなく拒否せられたが（資料 一八）墾務大臣は、これにさきだつて、翟林窖子の附近を調査せしめ、この地の開放を企てたが、準噶爾旗は委員の到着する前に、この地方の主なる地商四人をひそかに隠匿し、委員をして手の施す術もなからしめた。（資料 一六）かうして、墾務大臣・賄穀はあらゆる手段を盡して河套川地の開放を絶えず企圖しなけれども、其の都度、準噶爾旗の拒否と妨害を受けて、河套川地を開放することは出來なかつた。だが翟林窖子を中心とする六村、三百頃からは、前にも指摘した如く、毎年托克托廳を通じて一頃五兩に當る地租錢（歲租）を徵收した。其の初年度、即ち光緒三十一年には百六十五兩八錢九分の地租錢が徵收された。（資料 五七）また三十四年には、計二百八兩七錢七分が徵收された。（資料 一〇二）

このやうに、賄穀が墾務大臣の任にあつた時代、即ち光緒三十一年から三十四年の四月迄には、河套川地から徵收された地租錢の總計は、庫平銀に換算して一千八百零三兩一錢七分に達した。（資料 一一三）

撫恤銀二萬七千兩の代墾銀は、かくして漸次に返済された。併し、この代墾銀は、容易に完済され得なかつた。墾務大臣・貽穀は、絶えずこの未済銀の返還を追求し、且つこの代墾銀の未返済を禍として、即ちこの未済銀を準噶爾旗に對する攻撃の武器として、準噶爾旗に土地の報墾を要求して止まなかつたが、殊に光緒三十三年十月初十日には、强硬な札飭を準噶爾旗に送り、河套川地及び阿吉爾瑪地の報墾を求め、若しこの報墾を望まなければ代墾銀を即時に返済すべきことを嚴命した。(資料 八七) この札飭は、資料を一瞥すれば容易に理解せられるやうに、一つの洞窟であり脅迫である。併し準噶爾旗は、阿吉爾瑪地の報墾に於て解説した如く、「一千兩を調達することによつて巧みにこの強要を回避した。(資料 九三・九六) 墾務大臣は、幾度となく代墾銀の返済を強要した。併し、黒界地を開放した準噶爾旗にとつては、何故にこの代墾銀が完済され得ないかと理解せられなかつた。何故ならば、黒界地の丈放地畝數は、前にも指摘した如く、一千五百頃を超えてゐたし、徵收せらるべき押荒は六萬兩に達してゐたからである。更に河套川地から徵收せられた地租銀を加算すれば、其の金額は莫大な數にのぼるべきことが豫想せられたからである。かくして準噶爾旗貝子・珊瑚密都布は、光緒三十三年九月、この疑惑を呈報したが(資料 八三) 墾務大臣は、(一) 黒界地の丈放によつて、準噶爾旗が受けとり得べき押荒が、僅かに六千七兩餘に過ぎず、準噶爾旗の未済額が尙ほ依然として一萬九千五百餘兩に達することを明らかにし (二) 且つ翟林密子から徵收せられた地租銀は、三十三年六月現在をもつて計算すれば、一千二百兩にしかのぼらないことを指摘して重ねて其の返済方を督促した。(資料 八四)

準噶爾旗は、光緒三十三年末、一千兩を調達して準噶爾旗墾務分局に交付し、翟林密子三百頃の收租權の回復を企圖した。墾務大臣は、この要望を一定の條件付きで容認した。即ち、代墾銀の未済額を光緒三十四年三月迄に完済することを條件として、翟林密子の收租權を準噶爾旗に返還すべきことを明らかにした。(資料 八八批) が併し、翌三十四年正月には强硬な札飭を準噶爾旗に送り、準噶爾旗が調達した一千兩を控除しても、代墾銀の未済額が、尙ほ莫大な金額にのぼることを強調

し、光緒三十四年三月十日迄に殘額が返済されなければ翟林鑿子附近の地を「收界歸公」し代墾銀の返済に充當すべきことを宣言した。曰く、

爲札飭事、照得準噶爾旗前借賠款銀兩、所欠尙鉅、原擬開放哈拉沁梁地畝抵還、經該局代爲稟摺停放、當批令將前項借款限令於本年三月一律清還、乃准停放、僅於上年年底、續交銀一千兩、而所欠尾數仍鉅、轉瞬即屆限期、萬難再事延宕、茲限至本年三月初十日、仰該旗卽將此項欠款數繳清、如至期不交納、本大臣將軍定將該旗河套川翟林鑿子一帶之地、收界歸公、以抵還此項尾欠。(資料 九四)

尙ほこゝで注目すべきことは、收界歸公後に於ける處置である。右の札飭はこの點を次の如くに述べてゐる。

迨至將該地歸公之後、旣無押荒可分、更無歲租可得、此項地畝便與其旗永無干涉。(資料 九四)

即ち、この札飭は、收界歸公の後は、この地から徵收せられる押荒は勿論のこと歲租も準噶爾旗に分割せず、且つ、この地に對して準噶爾旗は永遠に何等の主張もなし得ないことを宣言してゐる。

この宣告はたしかに準噶爾旗の王公達を震駭せしめた。光緒三十四年四月、準噶爾旗貝子・瑚濟密都布竝びに協理達は、呈報を送つて河套川地の内から約六百頃の地を指定して、この報摺を承認するに至つた。(資料 九九)かくして、準噶爾旗も遂に摠務大臣の強要の前に膝を屈した。併し、この報摺は、現實的な意味を持ち得なかつた。なぜならば、準噶爾旗が膝を屈して報摺した光緒三十四年四月には、摠務大臣・貽穀が失脚し、其の政治的位置を奪ひ去られたからである。かくして、河套川地は、幾度となく摠務大臣・貽穀によつて注目せられ、問題の土地として交渉の俎上にのぼらせられたが、この地の開放は遂に達成せられず、未開放のまゝ残されるに至つた。

摠務大臣・貽穀の後を襲つた將軍・信勤は、河套川地に對して、何等の対策も立てなかつた。が併し、準噶爾旗は、宣統元年正月、翟林鑿子の地租の返還を要求し、(資料 一〇四)同年四月、重ねて其の希望を繰り返へした。(資料 一〇五)この要

求は、宣統三年綏遠城將軍・桂春によつて一蹴せられた。(資料一一三)蓋し、當時に於ても、代墾銀二萬七千兩は、依然として完済されず、尙三千二百五十二兩餘を剩してゐたからである。資料一一三によつて、我々は如何にして代墾銀が返済されて行つたかの過程を詳しく述べることが出来る。最後にこの追づけを次表に於て示し、この解説を結ぶこととする。

黎局代墾噶爾旗教案賠款歸還數目表

抵 還 項 別	年	庫 平 銀 數		申 合 城 平 銀 備	考
		庫	平		
托 廳 徵 解 歲 租	光緒三十三年十二月	六百四十萬兩	一萬四千兩	一萬四千兩	
	光緒三十三年七月	三萬八千兩	一百二十兩	一百二十兩	
	光緒三十三年五月	五萬四千兩	一百二十兩	一百二十兩	
	光緒三十四年正月	五萬四千兩	一百二十兩	一百二十兩	
	光緒三十二年四月	一萬零八千兩	一百二十兩	一百二十兩	
	光緒三十二年七月	一萬零八千兩	一百二十兩	一百二十兩	
	光緒三十三年正月	一萬零八千兩	一百二十兩	一百二十兩	
	光緒三十三年六月	一萬零八千兩	一百二十兩	一百二十兩	
	光緒三十三年八月	一萬零八千兩	一百二十兩	一百二十兩	
光緒三十四年正月	五萬四千兩	一百二十兩	一百二十兩	一百二十兩	
光緒三十四年七月	五萬四千兩	一百二十兩	一百二十兩	一百二十兩	

九、賠款案と河套川地

河曲縣徵解八成歲租	同	合	未	歸	計
宣統二年十一月	宣統二年十一月	宣統二年十一月	宣統二年十一月	宣統二年十一月	宣統二年十一月
150000000	150000000	150000000	150000000	150000000	150000000
100000000	100000000	100000000	100000000	100000000	100000000
50000000	50000000	50000000	50000000	50000000	50000000
40000000	40000000	40000000	40000000	40000000	40000000
30000000	30000000	30000000	30000000	30000000	30000000
20000000	20000000	20000000	20000000	20000000	20000000
10000000	10000000	10000000	10000000	10000000	10000000
1000000	1000000	1000000	1000000	1000000	1000000
100000	100000	100000	100000	100000	100000
10000	10000	10000	10000	10000	10000
1000	1000	1000	1000	1000	1000
100	100	100	100	100	100
10	10	10	10	10	10
1	1	1	1	1	1

至宣統二年二月結算如上數

